

---

# 香春町地域防災計画

## 第2編 地震災害対策編



---

# 第2編 地震災害対策編

## 目次

総則及び災害復旧・復興計画は、第1編 風水害等災害対策編を参照する。

### 第1部 地震災害予防計画

第1章 基本方針	1
第2章 防災基盤の強化	3
第1節 都市構造の防災化	3
第2節 建築物等の耐震性確保についての基本的な考え方	6
第3節 建築物等の安全化	7
第4節 土木防災施設・社会資本施設等の安全化	9
第3章 町民等の防災力の向上	11
第1節 町民が行う防災対策	11
第2節 自主防災体制の整備	11
第3節 企業等防災対策の促進	12
第4節 防災知識の普及	13
第5節 防災訓練の充実	15
第6節 町民の心得	16
第4章 効果的な応急活動のための事前対策	18
第1節 広域応援・受援体制の整備	18
第2節 防災体制・施設・資機材等の整備	20
第3節 災害救助法等の運用体制の整備	22
第4節 情報管理体制の整備	23
第5節 広報・広聴体制の整備	24
第6節 二次災害の防止体制の整備	25
第7節 救出救助体制の整備	26
第8節 避難体制の整備	27
第9節 交通・輸送体制の整備	29
第10節 医療救護体制の整備	30
第11節 要配慮者安全確保対策	31
第12節 災害ボランティアの活動環境等の整備	33

第13節 災害備蓄物資等整備・供給	34
第14節 住宅の確保体制の整備	36
第15節 災害廃棄物処理体制の整備	37
第16節 保健衛生・防疫体制の整備	38
第17節 帰宅困難者支援体制の整備	39
第18節 液状化災害予防計画	40
第19節 防災関係機関における業務継続計画	41

## 第2部 地震災害応急対策計画

<b>第1章 活動体制の確立</b>	43
第1節 町の組織体制の確立	43
第2節 自衛隊の災害派遣要請	47
第3節 応援要請	48
第4節 災害救助法の適用	49
第5節 要員の確保	50
第6節 災害ボランティアの受入・支援	51

<b>第2章 災害応急対策活動</b>	53
第1節 地震情報伝達対策（緊急地震速報の伝達）	53
第2節 被害情報等の収集伝達	56
第3節 広報・広聴	57
第4節 地震水防対策の実施	58
第5節 二次災害の防止	59
第6節 救出活動	62
第7節 避難対策の実施	63
第8節 交通・輸送対策の実施	65
第9節 医療救護	66
第10節 要配慮者の支援	68
第11節 保健衛生、防疫、環境対策	69
第12節 遺体の捜索、収容及び火葬	70
第13節 飲料水の供給	71
第14節 食料の供給	72
第15節 生活必需品等の供給	73
第16節 住宅の確保	74
第17節 災害廃棄物等の処理	75
第18節 文教対策の実施	76
第19節 警備対策の実施	77
第20節 ライフライン施設の応急・復旧対策の実施	78

# 第1部 地震災害予防計画

## 〈 地震災害対策編の内容について 〉

地震災害は、地盤の変動の発生等により、様々な災害が発生するものである。一方、風水害等については、集中豪雨及び台風等が要因となり、河川等のはん濫、ため池の決壊並びに急傾斜地崩壊（がけ崩れ）及び地すべりなどの土砂災害等が発生するものである。

したがって、要因は異なっているものの、現象としては風水害等と概ね同様の被害ととらえられ、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害復興に関する各段階で取り組むべき施策内容は、地震災害と風水害等とは概ね同様とみなすことができる。

そこで、地震災害対策各編では、風水害等災害対策編と同様の内容となる各節等の詳細については省略し、地震災害対策において特有な施策内容の部分のみを特に掲示する。

なお、省略した内容については、風水害等災害対策編中の表記に関し、例えば「風水害」を「地震」及び「地震災害」「風水害に対する安全性」を「耐震性」などとして、必要に応じ読み替えるものとする。



# 第1章 基本方針

町は、次の基本方針に基づき、重点的な災害対策を推進する。

## 1 人命損失防止対策の重点的推進

地震時には、第1編 第1部 第3章「第2節 地震災害の想定」をもとに、人命への危険を除去・軽減するため、建物（被害）に対する対策及び地震防災上の必要な教育及び広報の推進を重視する。

## 2 重度の生活障害防止対策の推進

地震災害による甚大な人命への被害を除去・軽減するため、広範囲に発生する重度の生活障害への予防対策を推進する。

## 3 防災的な土地利用の推進

県の実施した防災アセスメント及び活断層調査結果等の結果をもとに災害の発生する危険性が高い土地についての情報を的確に住民に伝え、住民と行政が協力して安全な土地利用を推進する。

特に地震災害の危険性の高い地域は、将来の都市計画等においても、法令に基づく規制制度等を活用し、地震に強い都市構造の形成に努める。

## 4 防災基幹施設の防災対策の推進

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、市町村役所、避難所、病院、警察署、消防署、消防水利、道路等防災上重要な施設が大きな被害を受け、防災活動に大きな支障をきたしたことに配慮し、防災アセスメント結果等を参考に、地域の危険度、防災基幹施設の重要度等を考慮した防災基幹施設の防災対策を重視する。

## 5 防災力の向上

大規模災害時には町だけでは対応できないことから、町内の防災力の向上のほか、町民、自主防災組織、事業所等の防災力の向上を推進する。

## 6 効果的な応急対策のための事前対策の推進

地震時に効果的に応急対策活動を実施するため、平常時から必要な事前対策を推進する。

調整ページ

## 第2章 防災基盤の強化

### 第1節 都市構造の防災化

町は、建築物の耐震・不燃化、都市空間の確保と整備、市街地再開発事業等により都市環境の整備、防災対策の改善を図るとともに、その中から事業の緊急性等を勘案し、広域避難地、避難路等の整備に係るものを中核とした防災対策緊急事業計画を策定し、町の防災化対策を推進する。

#### ■実施機関及び担当業務

事項	担当（課, 室, 局等）	担当業務
第1 方針	関係各課	・都市構造の防災化の方針
第2 建築物不燃化の推進	建設課	・建築物不燃化の推進
第3 防災空間の確保、整備、拡大	まちづくり課	・防災空間の確保、整備、拡大 ・造成地の災害予防対策
第4 無電柱化事業の推進	建設課	・無電柱化事業の推進
第5 造成地の災害予防対策	建設課	・工事の施工において、指導、監督
第6 避難地等の整備	総務課	・広域避難地、避難路等の選定、整備

#### 第1 方針

町は、避難路、避難地、延焼遮断帯並びに防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川など骨格的な都市基盤施設、老朽木造住宅密集地域の解消等を図るための土地区画整理事業、再開発事業等による面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的な確保、並びに行政関連施設、指定避難所、福祉施設等は浸水リスクが少ない場所に建設するなど、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を推進する。

#### 第2 建築物不燃化の推進

建築物不燃化の推進は、第1編 第2部 第1章 第4節 「第1 建築物不燃化の推進」の定めに従う。

#### 第3 防災空間の確保、整備、拡大

防災空間の確保、整備、拡大は、第1編 第2部 第1章 第4節 「第2 防災空間の確保、整備、拡大」の定めに従う。

#### 第4 無電柱化事業の推進

無電柱化事業の推進は、第1編 第2部 第1章 第4節 「第3 無電柱化事業の推進」の定めに従う。

#### 第5 造成地の災害予防対策

造成地の災害予防対策は、第1編 第2部 第1章 第4節 「第4 造成地の災害予防対策」の定めに従うほか、次の対策を実施する。

- 1 建設課は、滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

## 第6 避難地等の整備

町は、震災時に住民を安全に避難させるため、広域避難地、避難路を、次の事項に留意して選定、整備し、住民に周知する。

### 1 広域避難地等の選定

市街地を要避難地域及び非焼失地域に区分し、広域避難地は非焼失地域内で選定する。

要避難地域、非焼失地域、広域避難地及び火災に対する避難圏域の選定基準は、次のとおりとする。

#### (1) 要避難地域

- 1) 木造建物の建ぺい率が概ね 10%を越える街区が連続した市街地で、その面積が広域に及び、火災時に、住民が組織的、計画的に避難する必要がある地域とする。
- 2) 浸水、山崩れ及び地すべり等の被害が生ずるおそれのある地域とする。

#### (2) 非焼失地域

要避難地域以外の地域

#### (3) 広域避難地

- 1) 火災の延焼によって生じる輻射熱、熱気流等に対し、避難者の安全を確保できること。  
特に周辺市街地の火災による輻射熱を考慮して算出した安全面積が、概ね 10ha 以上であること。  
ただし、10ha 未満のものであっても、周辺地域に耐火構造物が存在し、火炎に対し有効な遮蔽が出来る場合は選定することができる。
- 2) 危険物、大量可燃物等の災害の発生要因及び拡大要因となるものが存在しないこと。
- 3) 浸水等の危険のないこと。
- 4) 避難者が安全に到達できる避難路と連絡されていること。
- 5) 一定期間の避難者の応急救護活動が実施できること。

#### (4) 火災に対する避難圏域（広域避難地等に避難する住民の居住地域の範囲）

- 1) 広域避難地等収容可能人口は、避難者 1 人当たりの必要面積を概ね 1 m<sup>2</sup>以上として算定すること。
- 2) 火災に対する避難圏域の境界は、原則として町丁単位とするが、町丁区画が細分化されていないような場合は、道路、河川、鉄道等を境界とすること。
- 3) 広域避難地等収容可能人口が不足するため、住民等が最短距離にある広域避難地等に避難することができない場合は、歩行距離の増分が極端に増加しないよう留意し、各町丁から広域避難地等までの歩行負担がなるべく均等になるようにすること。
- 4) 火災に対する避難圏域は、夜間人口により定めるが、昼間人口が増加する地域では避難地等収容可能人口に余裕をもたせること。

### 2 避難路の選定

広域避難地等へ避難するための避難路を設定する場合は、次の基準により選定する。

- (1) 沿道に耐火建築物が多いこと。
- (2) 落下物、倒壊物等による危険又は避難障害のおそれが少ないこと。
- (3) 広域避難地等の周辺では、できるだけ進入避難路を多くとること。
- (4) 自動車の交通量が比較的小さいこと。
- (5) 危険物施設等に係る火災、爆発などの危険性が少ないこと。
- (6) 耐震性貯水槽等の防火水槽及び自然水利の確保が比較的容易であること。

- (7) 浸水により通行不能になるおそれがないこと。
- (8) 通行障害発生時の代替道路のことも考慮すること。

### 3 広域避難地等の整備

#### (1) 避難地標識等

避難誘導を円滑に行うため、避難地周辺に避難地標識を設置するとともに、避難地を遠方から確認できるよう、必要な広域避難地についてランド・マークを設置する。

#### (2) 給水施設

広域避難地における給水活動を円滑に行うため、次の措置を講ずる。

- 1) 広域避難地内又は周辺の浄水場、配水場の貯留水を利用するために必要な機材（ポンプ等）を整備する。
- 2) 広域避難地内又は周辺の公共施設、ビルの受水槽の活用について、管理者等と協議する。
- 3) 必要に応じ大型耐震性貯水槽を設置する。

#### (3) 進入口

進入口が不足しているため、避難群集が滞留するおそれのある広域避難地について、進入口の拡幅、増設を行う。

### 4 避難路の安全確保

町は、次により広域避難地等への安全確保を図る。

#### (1) 火災に対する安全性の強化

- 1) 避難路の沿道は、避難者を市街地大火から守るために、有効な耐火建築物の整備を促進する。
- 2) 必要な箇所に貯水槽等の消防水利施設その他避難者の安全のために必要な施設を配備する。

#### (2) 主要道路における施設等の整備

主要道路については、地震発生後、一般車両の通行を禁止する措置をとる場合に必要な施設等を整備する。

#### (3) 危険物施設等に係る防災措置

- 1) 危険物施設等  
避難路沿いの危険物施設、高圧ガス施設等の安全促進の指導を強化する。
- 2) 上水道施設  
避難路に埋設されている配水施設等の事故未然防止のため、主要道路の巡回点検を強化するとともに、必要な配水本管等の取替え及び防護を実施する。

## 第2節 建築物等の耐震性確保についての基本的な考え方

### ■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 建築物等の耐震性確保についての基本的な考え方	建設課・総務課・住宅水道課	・建築物、土木工作物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設などの耐震性確保

### 第1 建築物等の耐震性確保についての基本的な考え方

地震に強いまちづくりを行うに当たっては、建築物、土木工作物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設などの諸施設の耐震性を確保する必要がある。その場合の要求性能は、それらの種類、目的等により異なるが、想定される地震に対して、次のような対策を基本的な目標とする。

#### 1 設計の要求性能

(1) 構造物・施設等の供用期間中に数度発生する確率を持つ一般的な地震動

構造物・施設等は一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じないこと。

(2) 発生確率は低いが内陸直下型又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動

1) 高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと。

2) 重要度が高い構造物・施設等については、高レベルの地震動に際して他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせること。

なお、本町に最も影響の大きい活断層である小倉東断層は、大きな被害に直結することが予想されるため、留意が必要である。

2 耐震性の確保には、特に新耐震基準以前に建築された既存建築物等の耐震性の向上を図るため、町は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震改修促進計画の策定に努める。

## 第3節 建築物等の安全化

### ■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 建築物等の耐震性の確保	建設課・総務課	・建築物等の耐震性の確保対策
第2 文化財災害予防対策	生涯学習課	・文化財災害予防対策

### 第1 建築物等の耐震性の確保

建築物等の耐震性の確保は、第1編 第2部 第1章 第5節「第1 建築物等の災害予防対策」の定めに従うほか、次の対策を実施する。

#### 1 公共建築物の耐震性の確保

##### (1) 新築建築物

建設課は、新たに建設される町有施設については、地震動時及び地震動後に施設に必要とされる機能や用途の重要性に応じた耐震安全性の確保を図る。

##### (2) 新耐震基準以前に建築された建築物

建設課は、計画的かつ重点的に耐震診断・改修を推進する。特に下記の施設については、非構造部材を含む耐震対策等により、地震動時及び地震動後に施設に必要とされる機能や用途の重要性に応じた耐震安全性の向上に努める。老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

- 1) 災害応急対策活動に必要な施設
- 2) 指定避難所として位置づけられた施設
- 3) 多数の町民が利用する施設

##### (3) 新耐震基準以降に建築された既存建築物

建設課は、地震動時及び地震動後に施設に必要とされる機能や用途の重要性に応じた耐震安全性の向上に努める。老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

#### 2 その他の安全対策

##### (1) エレベーター閉じこめ防止対策

総務課は、定期報告制度等を通じて、所有者等に「P 波感知型地震時管制運転装置」の設置を促す等、既設エレベーターの安全確保に向けた取り組みを推進する。

また、保守会社は、閉じ込め等からの早期救出・運転休止からの早期復旧のため、人員の確保、通信の多様化、迅速な移動手手段の確保、復旧優先順位の検討等の体制整備を図る。

##### (2) 窓ガラス等の落下防止対策

総務課は、地震時に建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下による危険防止のため、建築物の所有者や管理者に対し、落下防止対策の重要性についての啓発や指導等を行う。

##### (3) ブロック塀等の倒壊防止対策

総務課は、ブロック塀等の倒壊防止のため、ブロック塀等安全対策推進協議会と連携し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く町民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等の普及啓発やブロック塀等の巡回指導等を行う。

また、通学路及び避難道路沿いの住民や建築物の所有者等は、日頃からの点検や、必要に応じて補強、撤去等を行い新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、ブロック塀の転倒防

止策を図る。

## **第2 文化財災害予防対策**

文化財災害予防対策は、第1編 第2部 第1章 第5節 「第2 文化財災害予防対策」の定め  
に準じる。

## 第4節 土木防災施設・社会資本施設等の安全化

町は、土木防災施設・社会資本施設等の安全化を推進することにより、防災基盤の強化を図る。

### ■実施機関及び担当業務

事項	担当（課, 室, 局等）	担当業務
第1 土砂災害防止施設等の整備	総務課・建設課 産業振興課	・土砂災害防止施設等の整備
第2 河川施設等の安全対策	総務課・建設課 産業振興課	・河川施設等の安全対策
第3 交通施設の安全対策	建設課	・交通施設の安全対策
第4 ライフライン施設の安全対策	総務課	・電気施設、一般通信施設、ガス施設の災害予防対策の調整
	住宅水道課	・上水道施設災害予防対策 ・生活排水施設災害予防対策
第5 ため池施設の安全対策	産業振興課	・ため池施設の安全対策

### 第1 土砂災害防止施設等の整備

土砂災害防止施設等の整備は、第1編 第2部 第1章「第2節 土砂災害防止」の定めに準じる。

### 第2 河川施設等の安全対策

河川施設等の安全対策は、第1編 第2部 第1章「第1節 治水治山の対策」の定めに準じる。

### 第3 交通施設の安全対策

交通施設の安全対策は、第1編 第2部 第1章「第8節 交通施設の災害予防」の定めに準じる。

### 第4 ライフライン施設の安全対策

ライフライン施設の安全対策は、第1編 第2部 第1章「第6節 電気施設、一般通信施設、ガス施設の災害予防」及び「第7節 上水道、生活排水施設の災害予防」の定めに準じる。

### 第5 ため池施設の安全対策

ため池施設の安全対策は、第1編 第2部 第1章「第1節 治水治山の対策」の定めに準じる。

調整ページ

## 第3章 町民等の防災力の向上

### 第1節 町民が行う防災対策

町民は、一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本に基づき、自ら各種手段を講じるとともに、地域の防災活動に参加する等平常時から災害に対する備えを進める。町は、町民に対する防災意識の高揚を図る。

#### ■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 町民が行う防災対策	総務課	・住民に対する防災意識の高揚

#### 第1 町民が行う防災対策

町民が行う防災対策は、第1編 第2部 第2章 「第1節 町民が行う防災対策」の定めに従う。

### 第2節 自主防災体制の整備

町は、災害時において、地域住民、事業所等の自主的な初期防災活動が迅速かつ的確な行動がとれるよう、地域住民による自主防災体制の育成・指導を行い、協力体制の確立に努める。その際、多様な世代が参加できるような環境の整備に努めるとともに、特に女性の参画の促進に努める。

#### ■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第2 自主防災体制の整備	総務課	・自主防災組織の育成・支援 ・水防団、水防協力団体の育成強化

#### 第1 自主防災体制の整備方針

自主防災体制の整備方針は、第1編 第2部 第2章 第2節「第1 自主防災体制の整備方針」の定めに従う。

#### 第2 自主防災体制の整備

自主防災体制の整備は、第1編 第2部 第2章 第2節「第2 自主防災体制の整備」の定めに従う。

### 第3節 企業等防災対策の促進

企業等は災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、自ら防災組織を結成するなどして、地域と連携した防災の取り組みを実施し、地域防災力の向上に寄与する。

#### ■実施機関及び担当業務

事項	担当（課, 室, 局等）	担当業務
第3 町の役割	総務課	・企業等との防災訓練
	産業振興課	・事業継続計画（BCP）及び事業継続マネジメント（BCM）の普及啓発 ・商工会・商工会議所等との連携

#### 第1 企業等の役割

企業等の役割は、第1編 第2部 第2章 第3節「第1 企業等の役割」の定めに準じる。

#### 第2 企業等の防災組織

企業等の防災組織は、第1編 第2部 第2章 第3節「第2 企業等の防災組織」の定めに準じる。

#### 第3 町の役割

町の役割は、第1編 第2部 第2章 第3節「第3 町の役割」の定めに準じる。

## 第4節 防災知識の普及

災害に強いまちづくりを推進するため、町は、職員に対し防災教育を行うとともに、県及び防災関係機関等と連携し、相互に密接な連携を保ち単独又は共同して、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する知識の普及を推進する。

### ■実施機関及び担当業務

事項	担当(課, 室, 局等)	担当業務
第1 町民等に対する防災知識の普及	総務課	・町民等に対する防災知識の普及
	学校教育課	・社会教育、学校教育を通じての防災知識の普及
第2 児童・生徒に対する防災教育	学校教育課	・児童・生徒に対する防災教育
第3 町職員に対する防災教育	総務課	・町職員に対する防災教育
第4 防災上重要な施設の管理者等の教育	総務課 消防本部	・防災上重要な施設の管理者等の教育
第5 防災知識の普及に際しての留意点等	総務課	・防災知識の普及に際しての留意点等知識の普及
第6 防災意識調査 第7 災害教訓の伝承	総務課	・防災意識調査 ・災害教訓の伝承

### 第1 町民等に対する防災知識の普及

町民等に対する防災知識の普及は、第1編 第2部 第2章 第4節 「第1 町民等に対する防災知識の普及」の定めに準じる。

### 第2 児童・生徒に対する防災教育

児童・生徒に対する防災教育は、第1編 第2部 第2章 第4節 「第2 児童・生徒に対する防災教育」の定めに準じる。

### 第3 町職員に対する防災教育

町職員に対する防災教育は、第1編 第2部 第2章 第4節 「第3 町職員に対する防災教育」の定めに準じる。

### 第4 防災上重要な施設の管理者等の教育

防災上重要な施設の管理者等の教育は、第1編 第2部 第2章 第4節 「第4 防災上重要な施設の管理者等の教育」の定めに準じる。

### 第5 防災知識の普及に際しての留意点等

防災知識の普及に際しての留意点等は、第1編 第2部 第2章 第4節 「第5 防災知識の普及に際しての留意点等」の定めに準じる。

## **第6 防災意識調査**

防災意識調査は、第1編 第2部 第2章 第4節 「第6 防災意識調査」の定めに準じる。

## **第7 災害教訓の伝承**

災害教訓の伝承は、第1編 第2部 第2章 第4節 「第7 災害教訓の伝承」の定めに準じる。

## 第5節 防災訓練の充実

町は、関係機関等の参加、その他関係団体及び要配慮者も含めた地域住民等とも連携した、各種災害に関する訓練を継続的に実施する。

### ■実施機関及び担当業務

事項	担当（課, 室, 局等）	担当業務
第1 総合防災訓練	総務課	・総合防災訓練
第2 各種訓練	総務課	・各種訓練の実施
	建設課	・水防訓練
	福祉課	・要配慮者利用施設等の訓練
第3 住民の訓練	総務課	・住民の訓練
第4 防災訓練に際しての留意点等	総務課	・防災訓練に際しての留意事項の習熟、実施
第5 訓練準備段階での課題及び訓練結果の防災計画等への反映	総務課	・訓練結果の防災計画等への反映

### 第1 総合防災訓練

総合防災訓練は、第1編 第2部 第2章 第5節 「第1 総合防災訓練」の定めに準じる。

### 第2 各種訓練

各種訓練は、第1編 第2部 第2章 第5節 「第2 各種訓練」の定めに準じる。

### 第3 住民の訓練

住民の訓練は、第1編 第2部 第2章 第5節 「第3 住民の訓練」の定めに準じる。

### 第4 防災訓練に際しての留意点等

防災訓練に際しての留意点等は、第1編 第2部 第2章 第5節 「第4 防災訓練に際しての留意点等」の定めに準じる。

### 第5 訓練準備段階での課題及び訓練結果の防災計画等への反映

訓練準備段階での課題及び訓練結果の防災計画等への反映は、第1編 第2部 第2章 第5節 「第5 訓練準備段階での課題及び訓練結果の防災計画等への反映」の定めに準じる。

## 第6節 町民の心得

阪神・淡路大震災及び東日本大震災の経験を踏まえ、町民は、「自らの身の安全は自らが守る」ことが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震発生時に、町民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとる。

### ■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 家庭における心得	総務課	・家庭における心得の周知
第2 職場における心得	総務課	・職場における心得の周知

### 第1 家庭における心得

家庭における心得は、第1編 第2部 第2章 第6節「第1 家庭におけるの心得」の定めに従うほか、次の対策を実施する。

1 総務課は、日頃から地震災害の心得として、次の内容をあらゆる機会を通じて、町民へ周知する。

1 平常時の心得	(1) 家の中の安全な場所、非常用持出袋の配置位置、地域の指定緊急避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。 (2) がけ崩れに注意する。 (3) 建物の補強、家具の固定をする。 (4) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。 (5) 飲料水や消火器の用意をする。 (6) 非常用食料、救急用品、非常持出用品を準備する。 (7) 地域の防災訓練に進んで参加する。 (8) 隣近所と地震時の協力について話し合う。
2 地震発生時の心得	(1) まずわが身の安全を図る。 (2) すばやく火の始末をする。 (3) 火が出たらまず消火する。 (4) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。 (5) 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。 (6) 山崩れ、がけ崩れ、浸水に注意する。 (7) 避難は徒歩で、持物は最小限にする。 (8) みんなが協力し合って、応急救護を行う。 (9) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。 (10) 秩序を守り、衛生に注意する。

3 地震発生時の外出時の心得	
住 宅 地	路上の落下物（エアコンの室外機・ベランダのプランターなど）や倒壊物（自動販売機・電柱・街路樹など）に注意する。
屋 内	あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
山・丘陵地	落石に注意しながら、山ぎわや急傾斜地など山崩れ、がけ崩れの起こりやすい危険な場所から遠ざかる。
繁 華 街	窓ガラスや看板、ネオンサイン、外壁の落下に注意する。かばんなどで頭を保護して避難する。

## 第2 職場における心得

職場における心得は、第1編 第2部 第2章 第6節「第2 職場における心得」の定めに従うほか、次の対策を実施する。

1 地震発生時の心得	(1) すばやく火の始末をする。 (2) 職場の消防計画に基づき行動する。 (3) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難する。 (4) 正確な情報を入手する。 (5) 近くの職場同士で協力し合う。 (6) エレベーターの使用は避ける。 (7) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛する。 (8) 無理に帰宅行動をとらず、状況に応じて職場にとどまることも検討する。
------------	--

## 第3 運転者のとるべき措置

1 走行中のとき	(1) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、緊急自動車の通行の妨害とならないよう、道路の左側に停止させる。 (2) 停止後は、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。 (3) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて、駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。
2 避難するとき	被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、避難のため車を使用しない。

## 第4章 効果的な応急活動のための事前対策

### 第1節 広域応援・受援体制の整備

大規模災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、町は、相互応援の協定を締結する等、連携強化を進めることにより、平常時より体制を整備し、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるように努める。

また、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとし、町が職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

町は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要なとなる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

#### ■実施機関及び担当業務

事項	担当(課, 室, 局等)	担当業務
第1 市町村間の相互協力体制の整備	総務課	・市町村間の相互協力体制の整備
第2 町と県、自衛隊との連携体制の整備	総務課	・町と県、自衛隊との連携体制の整備
第3 防災関係機関の広域応援体制の整備	総務課	・防災関係機関の広域応援体制の整備
第4 受援計画	総務課	・受援計画作成、体制の整備
第5 広域応援拠点等の整備	総務課	・広域応援拠点等の整備
第6 災害時応援協定等の促進	総務課	・災害時応援協定等の促進

#### 第1 市町村間の相互協力体制の整備

市町村間の相互協力体制の整備は、第1編 第2部 第3章 第1節 「第1 市町村間の相互協力体制の整備」の定めに準じる。

#### 第2 町と県、自衛隊との連携体制の整備

町と県、自衛隊との連携体制の整備は、第1編 第2部 第3章 第1節 「第2 町と県、自衛隊との連携体制の整備」の定めに準じる。

#### 第3 防災関係機関の広域応援体制の整備

防災関係機関の広域応援体制の整備は、第1編 第2部 第3章 第1節 「第3 町と県、防災関係機関の広域応援体制の整備」の定めに準じる。

#### **第4 受援計画**

受援計画は、第1編 第2部 第3章 第1節 「第4 受援計画」の定めに従う。

#### **第5 広域応援拠点等の整備**

広域応援拠点等の整備は、第1編 第2部 第3章 第1節 「第5 広域応援拠点等の整備」の定めに従う。

#### **第6 災害時応援協定等の促進**

災害時応援協定等の促進は、第1編 第2部 第3章 第1節 「第6 災害時応援協定等の促進」の定めに従う。

## 第2節 防災体制・施設・資機材等の整備

町は、応急対策の円滑な実施のために、町災対本部体制の整備や必要な施設及び資機材等の整備、充実に努める。

### ■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第2 災害対策本部等体制の整備	総務課	・災害対策本部等体制の整備
第3 防災中枢機能等の確保充実	総務課	・防災中枢機能等の確保充実
第4 防災拠点施設の確保・充実	総務課	・防災拠点施設の確保・充実
第5 災害用臨時ヘリポートの整備	総務課	・災害用臨時ヘリポートの整備
第6 備蓄物資の整備	総務課	・備蓄物資の整備
第7 被害情報等の収集体制の整備	まちづくり課	・被害情報等の収集体制の整備
第8 惨事ストレス対策	保険健康課 消防本部	・惨事ストレス対策
第9 復興の円滑化のための各種データの整備保全	税務住民課	・復興の円滑化のための各種データの整備保全

### 第1 香春町防災会議

香春町防災会議は、第1編 第2部 第3章 第2節 「第1 香春町防災会議」の定めに準じる。

### 第2 災害対策本部等体制の整備

災害対策本部等体制の整備は、第1編 第2部 第3章 第2節 「第2 災害対策本部等体制の整備」の定めに準じる。

### 第3 防災中枢機能等の確保充実

防災中枢機能等の確保充実は、第1編 第2部 第3章 第2節 「第5 防災中枢機能等の確保充実」の定めに準じる。

### 第4 防災拠点施設の確保・充実

防災拠点施設の確保・充実は、第1編 第2部 第3章 第2節 「第6 防災拠点施設の確保充実」の定めに準じる。

### 第5 災害用臨時ヘリポートの整備

災害用臨時ヘリポートの整備は、第1編 第2部 第3章 第2節 「第7 ヘリポートの整備」の定めに準じる。

### 第6 備蓄物資の整備

備蓄物資の整備は、第1編 第2部 第3章 第2節 「第8 備蓄物資の整備」の定めに準じる。

### 第7 被害情報等の収集体制の整備

被害情報等の収集体制の整備は、第1編 第2部 第3章 第2節 「第9 被害情報等の収集体制の整備」の定めに準じる。

## 第8 惨事ストレス対策

惨事ストレス対策は、第1編 第2部 第3章 第2節 「第10 惨事ストレス対策」の定めに従じる。

## 第9 復興の円滑化のための各種データの整備保全

復興の円滑化のための各種データの整備保全は、第1編 第2部 第3章 第2節 「第11 復興の円滑化のための各種データの整備保全」の定めに従じる。

### 第3節 災害救助法等の運用体制の整備

大規模災害の場合は、通常、救助法が適用されるが、県、町の担当者において、その運用に際し混乱を生じることのないよう、日頃から救助法等に習熟するとともに、マニュアルを整備しておく。

#### ■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 災害救助法等の習熟	関係各課	・災害救助法等の習熟
第2 運用マニュアルの整備	総務課	・運用マニュアルの整備

#### 第1 災害救助法等の習熟

災害救助法等の習熟は、第1編 第2部 第3章 第3節 「第1 災害救助法等の習熟」の定めに従う。

#### 第2 運用マニュアルの整備

運用マニュアルの整備は、第1編 第2部 第3章 第3節 「第2 運用マニュアルの整備」の定めに従う。

## 第4節 情報管理体制の整備

町は、災害時の初動応急活動に係る情報通信の重要性を認識し、情報通信施設等資機材及び運用体制の整備強化を積極的に行う。

また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検を実施し、専門的な知見・技術をもとに耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（地震災害においては耐震性があること、風水害においては浸水する危険性が低い場所）への設置等を図る。

### ■実施機関及び担当業務

事項	担当（課, 室, 局等）	担当業務
第1 緊急地震速報等の受信伝達体制の整備	総務課	・緊急地震速報等の受信伝達体制の整備
第2 被害情報等の収集管理体制の整備	総務課	・被害情報等の収集管理体制の整備
第3 情報通信施設等の整備	総務課	・情報通信施設等の整備

### 第1 緊急地震速報等の受信伝達体制の整備

気象庁から発せられる緊急地震速報、震度速報等の地震情報は、地震時の応急対策を的確に行う上で重要である。そのため、町はその受信、伝達を迅速・的確に行うための体制を整備する。

### 第2 被害情報等の収集管理体制の整備

被害情報等の収集管理体制の整備は、第1編 第2部 第3章 第4節「第3 各種防災情報システムの整備」の定めに従うほか、次の対策を実施する。

#### 1 情報の収集連絡体制の整備

総務課は、地震による被害がその中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関との連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化など体制の確立に努める。また、その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

#### 2 初動期における人命危険関係情報の収集管理体制の整備

初動期には、人命の安全確保を目的として、主に次の情報を収集し、各種の意思決定に反映させる必要がある。総務課は、これらの情報を効果的に収集管理するための体制を整備する。

- (1) 要救出現場数
- (2) 出火件数
- (3) 被害状況（人的被害状況、倒壊家屋状況）
- (4) 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故など）

### 第3 情報通信施設等の整備

情報通信施設等の整備は、第1編 第2部 第3章 第4節 「第1 通信手段の種類・特徴」、「第2 町の災害通信網の整備」の定めに従う。

## 第5節 広報・広聴体制の整備

町は、災害時に、人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施するために必要な体制を整備する。

また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や住民の様々な相談に適切に対応する体制を整備する。

### ■実施機関及び担当業務

事項	担当(課, 室, 局等)	担当業務
第1 被災者への的確な情報伝達体制の整備	総務課	・被災者への情報伝達体制の整備
	まちづくり課	・広報体制の整備
第2 関係機関の連絡体制の整備	関係各課	・関係機関の連絡体制の整備
第3 報道機関との連携体制の整備	まちづくり課	・報道機関との連携体制の整備
第4 要配慮者への情報提供体制の整備	福祉課	・要配慮者への情報提供体制の整備

### 第1 被災者への的確な情報伝達体制の整備

被災者への的確な情報伝達体制の整備は、第1編 第2部 第3章 第5節「第1 被災者への的確な情報伝達体制の整備」の定めに準じる。

### 第2 関係機関の連絡体制の整備

関係機関の連絡体制の整備は、第1編 第2部 第3章 第5節「第2 関係機関の連絡体制の整備」の定めに準じる。

### 第3 報道機関との連携体制の整備

報道機関との連携体制の整備は、第1編 第2部 第3章 第5節「第3 報道機関との連携体制の整備」の定めに準じる。

### 第4 要配慮者への情報提供体制の整備

要配慮者への情報提供体制の整備は、第1編 第2部 第3章 第5節「第4 要配慮者への情報提供体制の整備」の定めに準じる。

## 第6節 二次災害の防止体制の整備

町は、余震、降雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、被災建築物の危険度、被災宅地の危険度、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の事前登録等を推進する。

また、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行う。

### ■実施機関及び担当業務

事項	担当（課, 室, 局等）	担当業務
第1 震災消防体制の整備	総務課、消防本部、消防団	・震災消防体制の整備
第1 地震、降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備	関係各課	・地震、降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備
第2 危険物施設等災害予防計画	総務課、消防本部	・危険物施設等災害予防対策の推進

### 第1 震災消防体制の整備

震災消防体制の整備は、第1編 第2部 第1章 「第3節 火災の予防」の定めに従う。

### 第2 地震、降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備

地震、降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備は、第1編 第2部 第3章 第6節 「第1 降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備」の定めに従うほか、次の対策を実施する。

#### 1 被災建築物応急危険度判定体制の整備

町は、被災した建築物等の地震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保することを目的とした被災建築物の応急危険度判定体制整備を図るため、応急危険度判定士との被災時の連絡体制の確保に努める。

また、被災建築物応急危険度判定士業務マニュアルに基づき、大規模災害発生時における、被災建築物応急危険度判定士の受入態勢を整備する。

#### 2 被災宅地危険度判定体制の整備

町は、被災した宅地の被害状況を迅速・的確に把握して、地震等による二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保することを目的とした被災宅地の危険度判定体制の整備を図るため、判定士の登録の推進及び被災時の連絡体制の確保、関係機関との連携体制の整備、技術力の向上対策に努める。

また、地震発生後の迅速な判定活動に役立てるため、町内の大規模盛土造成地の所在調査を実施する。

### 第3 危険物施設等災害予防対策

危険物施設等災害予防対策は、第1編 第2部 第3章 第6節 「第2 危険物施設等災害予防対策」の定めに従う。

## 第7節 救出救助体制の整備

震災時には、倒壊家屋の下敷き、崩壊土砂中に生き埋めとなった者等の人命の救出救助が優先されなければならない。そのため、平常時から救出救助体制について検討し、救出用資機材を整備しておく。

### ■実施機関及び担当業務

事項	担当（課, 室, 局等）	担当業務
第1 救出救助体制の整備	総務課・消防本部・消防団	・救出救助体制の整備

### 第1 救出救助体制の整備

救出救助体制の整備は、第1編 第2部 第3章 第7節 「第7 救出救助体制の整備」の定めに従うほか、次の対策を実施する。

#### 1 住民及び自主防災組織における救出救助体制の検討

地震発生直後における倒壊家屋等の生き埋め者の救出は、地域住民、自主防災組織に依拠すべき部分が極めて大きい。そのため、住民及び自主防災組織は、地震時における救出救助活動方法に習熟しておくとともに、必要な体制を検討しておく。

## 第8節 避難体制の整備

町は、関係機関と関連して、災害時に住民等の生命及び身体を守るため、住民等が安全・的確に避難行動・活動を行うために必要な体制を整備しておくとともに、指定緊急避難場所・指定避難所、避難路等の選定及び整備を行い、計画的な避難対策の推進を図る。

また、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・公有財産の有効活用を図る。

### ■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 避難誘導体制の整備及び誘導方法の習熟	総務課及び関係各課	・避難誘導体制の整備及び誘導方法の習熟
	福祉課	・避難行動要支援者に対する避難誘導体制の整備
第2 避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定	建設課	・避難路の整備
	総務課	・指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定
	福祉課	・福祉避難所の指定・管理
第3 指定緊急避難場所・指定避難所の機能及び管理・運営体制の整備	総務課	・指定緊急避難場所・指定避難所の設備等の整備
	税務住民課・福祉課	・指定緊急避難場所・指定避難所の管理運営体制の整備
第4 指定避難所、避難路等の住民への周知	総務課・税務住民課・福祉課	・指定避難所、避難路等の住民への周知
第5 多様な避難状況の把握	総務課	・多様な避難状況の把握
第6 学校等における避難計画	学校教育課	・学校等における避難対策の整備

### 第1 避難誘導体制の整備及び誘導方法の習熟

避難誘導体制の整備及び誘導方法の習熟は、第1編 第2部 第3章 第7節「第1 避難誘導体制の整備及び誘導方法の習熟」の定めに準じる。

### 第2 避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定

避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定は、第1編 第2部 第3章 第7節「第2 避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定」の定めに準じる。

### 第3 指定緊急避難場所・指定避難所の機能及び管理・運営体制の整備

指定緊急避難場所・指定避難所の機能及び管理・運営体制の整備は、第1編 第2部 第3章 第7節「第3 指定緊急避難場所・指定避難所の機能及び管理・運営体制の整備」の定めに準じる。

### 第4 指定避難所、避難路等の住民への周知

指定避難所、避難路等の住民への周知は、第1編 第2部 第3章 第7節「第4 指定避難所、避難路等の住民への周知」の定めに準じる。

## 第5 多様な避難状況の把握

多様な避難状況の把握は、第1編 第2部 第3章 第7節「第5 多様な避難状況の把握」の定め  
に準じる。

## 第6 学校等における避難計画

学校等における避難計画は、第1編 第2部 第3章 第7節「第6 学校等における避難計画」の  
定め  
に準じる。

## 第9節 交通・輸送体制の整備

物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。このため、町及び関係機関はあらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく。

### ■実施機関及び担当業務

事項	担当（課, 室, 局等）	担当業務
第1 緊急通行車両等の事前届出	総務課	・緊急通行車両等の事前届出
第2 緊急輸送体制の整備	総務課	・輸送車両等の確保 ・円滑な輸送のための環境整備 ・輸送施設・輸送拠点の整備
	建設課	・緊急輸送道路の啓開体制の整備

### 第1 緊急通行車両等の事前届出

緊急通行車両等の事前届出は、第1編 第2部 第3章 第8節 「第1 緊急通行車両等の事前届出」の定めに準じる。

### 第2 緊急輸送体制の整備

緊急輸送体制の整備は、第1編 第2部 第3章 第8節 「第2 緊急輸送体制の整備」の定めに準じる。

## 第10節 医療救護体制の整備

大規模な災害発生時には、局地的又は広域的に多数の負傷者が発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、町は、田川保健福祉事務所等と連携し、医療救護体制を整備する。

また、災害時に医薬品等が大量に必要となることから、医薬品等の確保・供給体制を整備する。

### ■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 医療救護体制の整備	保険健康課	・ 情報収集・連絡体制の整備 ・ 医療救護チームの編成 ・ 保健福祉事務所、地域医療関係機関、 災害拠点病院等との連携強化
第2 傷病者等搬送体制の整備	保険健康課	・ 負傷者の医療機関への搬送体制の整備
第3 医薬品・医療資機材の備蓄・供給体制	保険健康課	・ 医薬品・医療資機材の備蓄・供給体制の整備

### 第1 医療救護体制の整備

医療救護体制の整備は、第1編 第2部 第3章 第10節「第1 医療救護体制の整備」、「第3 医薬品・医療資機材の備蓄・供給体制」の定めに準じる。

### 第2 傷病者等搬送体制の整備 負傷者の医療機関への搬送体制

傷病者等搬送体制の整備は、第1編 第2部 第3章 第10節「第2 負傷者の医療機関への搬送体制」の定めに準じる。

### 第3 医薬品・医療資機材の備蓄・供給体制

医薬品・医療資機材の備蓄・供給体制は、第1編 第2部 第3章 第10節「第3 医薬品・医療資機材の備蓄・供給体制」の定めに準じる。

## 第11節 要配慮者等安全確保対策

町は、要配慮者及び避難行動要支援者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児・児童、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等）（以下「要配慮者等」という。）の安全を確保するため、平常時から、要配慮者と接している町社会福祉協議会、民生委員、児童委員、障がい者団体等の福祉関係者、近隣住民、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力・参画により、要配慮者等を支援する体制づくりを推進する。

### ■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 基本的事項	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体計画の策定</li> <li>・避難行動要支援者名簿の作成・利用・提供</li> <li>・個別避難計画の作成・利用・提供</li> </ul>
第2 社会福祉施設等の対策	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織体制の整備</li> <li>・防災設備等の整備</li> </ul>
	総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定区域内の要配慮者等利用施設の指定</li> </ul>
第3 幼稚園・保育所・学校等対策	学校教育課・福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園・保育所・学校等対策</li> </ul>
第4 在宅の要配慮者等対策	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅の要配慮者等対策</li> </ul>
第5 避難行動要支援者の移送	総務課・福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者の移送</li> </ul>
第6 外国人等への支援対策	産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人の支援対策</li> <li>・旅行者への支援対策</li> </ul>
	総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時外国人支援情報コーディネーターの育成</li> <li>・通訳・翻訳ボランティアの確保</li> </ul>
第7 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の避難の確保	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の避難の確保</li> </ul>
第8 要配慮者等への防災教育・訓練等の実施	総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者等への防災教育・訓練等の実施</li> </ul>

### 第1 基本的事項

基本的事項は、第1編 第2部 第3章 第11節 「第1 基本的事項」の定めに従う。

### 第2 社会福祉施設等の対策

社会福祉施設等の対策は、第1編 第2部 第3章 第11節 「第2 社会福祉施設等の対策」の定めに従う。

### 第3 幼稚園・保育所・学校等対策

幼稚園・保育所・学校等対策は、第1編 第2部 第3章 第11節 「第3 幼稚園・保育所・学校等対策」の定めに従う。

#### **第4 在宅の要配慮者等対策**

在宅の要配慮者等対策は、第1編 第2部 第3章 第11節 「第4 在宅の要配慮者等対策」の定めに準じる。

#### **第5 避難行動要支援者の移送**

避難行動要支援者の移送は、第1編 第2部 第3章 第11節 「第5 避難行動要支援者の移送」の定めに準じる。

#### **第6 外国人等への支援対策**

外国人等への支援対策は、第1編 第2部 第3章 第11節 「第6 外国人等への支援対策」の定めに準じる。

#### **第7 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の避難の確保**

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の避難の確保は、第1編 第2部 第3章 第11節 「第7 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の避難の確保」の定めに準じる。

#### **第8 要配慮等への防災教育・訓練等の実施**

要配慮等への防災教育・訓練等の実施は、第1編 第2部 第3章 第11節 「第8 避難行動要支援者等への防災教育・訓練等の実施」の定めに準じる。

## 第12節 災害ボランティア活動環境等の整備

大規模な災害の発生において、被災者の多様なニーズにきめ細かに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠である。そのため町は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成に努めるとともに、災害時に多くの人々がボランティア活動ができるよう、受入体制の整備やボランティア活動環境の整備を図る。

### ■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第2 災害ボランティアの受入体制の整備	福祉課 保険健康課	・災害ボランティアの活動環境の整備 ・災害廃棄物の分別等に係る広報・周知
第3 災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援	福祉課	・災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援
第4 ボランティア活動の普及・啓発	総務課	・ボランティア活動の普及・啓発

### 第1 災害ボランティアの役割と協働

災害ボランティアの役割と協働は、第1編 第2部 第3章 第12節 「第1 災害ボランティアの役割と協働」の定めに準じる。

### 第2 災害ボランティアの受入体制の整備

災害ボランティアの受入体制の整備は、第1編 第2部 第3章 第12節 「第2 災害ボランティアの受入体制の整備」の定めに準じる。

### 第3 災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援

災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援は、第1編 第2部 第3章 第12節 「第3 災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援」の定めに準じる。

### 第4 ボランティア活動の普及・啓発

ボランティア活動の普及・啓発は、第1編 第2部 第3章 第12節 「第4 ボランティア活動の普及・啓発」の定めに準じる。

## 第13節 災害備蓄物資等の整備・供給

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資（衣料、寝具、日用雑貨品等）の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合は、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、発災直後から時間経過に応じ、被災者に対し円滑に食料、飲料水、燃料及び生活物資の供給が行われるよう、物資の備蓄、調達及び輸送体制の整備を図っていく。

### ■実施機関及び担当業務

事項	担当(課, 室, 局等)	担当業務
第2 給水体制の整備	住宅水道課	・給水体制の整備
第3 食料供給体制の整備	産業振興課	・食料供給体制の整備
	総務課	・町民及び事業所等の備蓄意識、相互協力意識の向上
第4 生活必需品等供給体制の整備	産業振興課	・生活必需品等供給体制の整備
	総務課・福祉課	・自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上
第5 血液製剤確保体制の確立	保険健康課	・血液製剤確保体制の確立
第6 資機材供給体制の整備	総務課	・資機材供給体制の整備
第7 義援物資の受入体制の整備	産業振興課	・義援物資の受入体制の整備

### 第1 共通方針

共通方針は、第1編 第2部 第3章 第13節 「第1 共通方針」の定めに従う。

### 第2 給水体制の整備

給水体制の整備は、第1編 第2部 第3章 第13節 「第2 給水体制の整備」の定めに従う。

### 第3 食料供給体制の整備

食料供給体制の整備は、第1編 第2部 第3章 第13節 「第3 食料供給体制の整備」の定めに従う。

### 第4 生活必需品等供給体制の整備

生活必需品等供給体制の整備は、第1編 第2部 第3章 第13節 「第4 生活必需品等供給体制の整備」の定めに従う。

### 第5 血液製剤確保体制の確立

血液製剤確保体制の確立は、第1編 第2部 第3章 第13節 「第5 血液製剤確保体制の確立」の定めに従う。

### 第6 資機材供給体制の整備

資機材供給体制の整備は、第1編 第2部 第3章 第13節 「第6 資機材供給体制の整備」の定めに従う。

## 第7 義援物資の受入体制の整備

義援物資の受入体制の整備は、第1編 第2部 第3章 第13節 「第7 義援物資の受入体制の整備」の定めに準じる。

## 第14節 住宅の確保体制の整備

町は、被災者に対して応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておく。

### ■実施機関及び担当業務

事項	担当(課, 室, 局等)	担当業務
第1 応急仮設住宅としての既存住宅の供給体制の整備	建設課	・応急仮設住宅としての既存住宅の供給体制の整備
第2 応急仮設住宅の供給体制等の整備	建設課	・応急仮設住宅の供給体制等の整備

### 第1 応急仮設住宅としての既存住宅の供給体制の整備

応急仮設住宅としての既存住宅の供給体制の整備は、第1編 第2部 第3章 第14節 「第1 応急仮設住宅としての既存住宅の供給体制の整備」の定めに準じる。

### 第2 応急仮設住宅の供給体制等の整備

応急仮設住宅の供給体制等の整備は、第1編 第2部 第3章 第14節 「第2 応急仮設住宅の供給体制等の整備」の定めに準じる。

## 第15節 災害廃棄物処理体制の整備

大規模災害発生後、大量に発生する災害廃棄物（災害によって発生する廃棄物及び被災者の生活に伴い発生する廃棄物）や倒壊物・落下物等による障害物は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため廃棄物処理活動が迅速に行われるよう災害廃棄物の処理・処分体制の確立を図る。

### ■実施機関及び担当業務

事項	担当（課, 室, 局等）	担当業務
第1  ごみ処理体制の整備	税務住民課	・ごみ処理体制の整備
第2  し尿処理体制の整備	税務住民課	・し尿処理体制の整備
第3  がれき等処理体制の整備	税務住民課	・がれき等災害廃棄物処理体制の整備
第4  災害廃棄物処理計画の整備	税務住民課	・災害廃棄物処理計画の整備
第5  広域的な処理体制・連携体制の確立	税務住民課	・広域的な処理体制・連携体制の確立

### 第1  ごみ処理体制の整備

ごみ処理体制の整備は、第1編 第2部 第3章 第16節 「第1  ごみ処理体制の整備」の定めに従う。

### 第2  し尿処理体制の整備

し尿処理体制の整備は、第1編 第2部 第3章 第16節 「第2  し尿処理体制の整備」の定めに従う。

### 第3  がれき等処理体制の整備

がれき等処理体制の整備は、第1編 第2部 第3章 第16節 「第3  がれき等災害廃棄物処理体制の整備」の定めに従う。

### 第4  災害廃棄物処理計画の整備

災害廃棄物処理計画の整備は、第1編 第2部 第3章 第16節 「第4  災害廃棄物処理計画の整備」の定めに従う。

### 第5  広域的な処理体制・連携体制の確立

広域的な処理体制・連携体制の確立は、第1編 第2部 第3章 第16節 「第5  広域的な処理体制・連携体制の確立」の定めに従う。

## 第16節 保健衛生・防疫体制の整備

災害の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が予想されるため、これを防止するための保健衛生・防疫体制を整備する。

### ■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 保健衛生・防疫活動要領への習熟	保険健康課	・保健衛生・防疫活動要領への習熟
第2 防疫用薬剤及び資機材等の確保	保険健康課	・防疫用薬剤及び資機材等の確保
第3 学校における環境衛生の確保	学校教育課	・学校における環境衛生の確保
第4 家畜防疫への習熟	産業振興課	・家畜防疫への習熟

### 第1 保健衛生・防疫活動要領への習熟

保健衛生・防疫活動要領への習熟は、第1編 第2部 第3章 第15節 「第1 保健衛生・防疫活動要領への習熟と体制の整備」の定めに準じる。

### 第2 防疫用薬剤及び資機材等の確保

防疫用薬剤及び資機材等の確保は、第1編 第2部 第3章 第15節 「第2 防疫用薬剤及び資機材等の確保」の定めに準じる。

### 第3 学校における環境衛生の確保

学校における環境衛生の確保は、第1編 第2部 第3章 第15節 「第3 学校における環境衛生の確保」の定めに準じる。

### 第4 家畜防疫への習熟

家畜防疫への習熟は、第1編 第2部 第3章 第15節 「第4 家畜防疫への習熟」の定めに準じる。

## 第17節 帰宅困難者支援体制の整備

町は、大規模災害時における帰宅困難者を支援するため、帰宅困難者への適切な情報提供、一時的な避難所の提供、企業や学校等における対策の啓発等について検討し、関係機関等と連携して各種施策の推進を図る。

### ■実施機関及び担当業務

事項	担当（課, 室, 局等）	担当業務
第2 帰宅困難者対策の実施	総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の情報収集伝達体制の構築</li> <li>・帰宅困難者の家族等の安否確認の支援</li> <li>・一時滞在施設の提供</li> <li>・徒歩帰宅者に対する支援</li> <li>・基本原則の周知</li> <li>・事業所、通勤者等への啓発及び対策の推進</li> </ul>
	産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光客対策</li> </ul>
第3 事業所、町民等の役割	総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所、通勤者等への啓発及び対策の推進</li> </ul>

### 第1 帰宅困難者の定義

帰宅困難者の定義は、第1編 第2部 第3章 第9節「第1 帰宅困難者の定義」の定めに従う。

### 第2 帰宅困難者対策の実施

帰宅困難者対策の実施は、第1編 第2部 第3章 第9節「第2 帰宅困難者対策の実施」、「第3 基本原則の周知」の定めに従う。

### 第3 事業所、町民等の役割

事業所、町民等の役割は、第1編 第2部 第3章 第9節「第4 事業所、町民等の役割」の定めに従う。

## 第18節 液状化災害予防計画

町は、地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

### ■実施機関及び担当業務

事項	担当（課, 室, 局等）	担当業務
第1 業務継続性の確保	全課・局等	・業務継続体制の確保
第2 電源及び非常用通信手段の確保対策	総務課	・電源及び非常用通信手段の確保対策
第3 データ管理の徹底	税務住民課・関係各課	・データ管理の徹底

## 第1 液状化対策

### 1 液状化の対策

建設課は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施に当たって、必要に応じて、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、次のような液状化対策を実施する。

#### ■液状化対策

- 液状化発生の防止（地盤改良）
- 液状化による被害の防止（構造的対応）
- 代替機能の確保（施設のネットワーク化）

### 2 液状化対策の普及・啓発

町は、液状化対策の調査・研究に基づき、町民・施工業者等に対して液状化対策に有効な基礎構造等について知識の普及・啓発を図る。

## 第19節 防災関係機関における業務継続計画

町は、大規模災害時においても、災害対応等の業務を適切に行なうため、業務継続計画（BCP）を定める。

### ■実施機関及び担当業務

事項	担当（課、室、局等）	担当業務
第1 業務継続性の確保	全課・局等	・業務継続体制の確保
第2 町におけるBCP	総務課	・電源及び非常用通信手段の確保対策
	税務住民課・関係各課	・データ管理の徹底

### 第1 業務継続性の確保

業務継続性の確保は、第1編 第2部 第3章 第19節 「第1 業務継続性の確保」の定めに準じる。

### 第2 町におけるBCP

町におけるBCPは、第1編 第2部 第3章 第19節 「第2 電源及び非常用通信手段の確保対策」、「第3 データ管理の徹底」の定めに準じる。

調整ページ

## 第2部 地震災害応急対策計画



## 第1章 活動体制の確立

### 第1節 町の組織体制の確立

大規模地震が発生した場合、町内の広い範囲で町民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。

このため、気象庁が発表する地震に関する情報及び県で収集した震度情報等により、一定規模以上の地震が発生した場合においては、町は次により迅速かつ的確に災害応急活動実施体制を敷き、職員の動員配備を行う。

なお、災害応急段階においては、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

#### ■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 職員の配備動員	全部	・ 配備にあわせた動員及び参集
	消防部消防班	・ 消防団の動員
第2 災害対策本部等の運用	総務部庶務班	・ 配備の実施に関する事務 ・ 町災対本部設置及び廃止の事務 ・ 関係機関との連絡調整 ・ 地区連絡員の派遣

#### 第1 職員の配備動員

町内で地震災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合において、次により配備体制を確保する。

この場合、所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、香春町災害警戒準備室（以下「準備室」という。）、香春町災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）又は町災対本部を設置する。なお、局地的な災害が発生した場合は、適切な場所に現地災対本部を設置し、迅速、かつ、円滑な応急対策活動を展開する。

町災対本部の機構及び運営については、「香春町災害対策本部条例」「香春町災害対策本部規程」に定めるところによる。

##### 1 配備の基準

災害時の職員の配備は、震度情報、災害の状況に基づき、次の配備基準による。

■配備基準

設置体制の内容		配備基準		
		地震発生時	風水害発生時	
<b>総務課</b>				
<b>準備室</b>	災害関係課の職員体制を強化し、被害情報収集、巡視、県への連絡を行う。事態の推移に伴い速やかに災害警戒本部を設置できる体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内で<b>震度4</b>の地震が発生した場合</li> <li>・災害発生の危険性がある場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台風の接近などに備える</li> </ul>	
	<b>災害警戒本部体制（関係各課）</b>			
<b>災害警戒本部</b>	災害警戒本部を設置し、被害情報収集・把握・連絡活動及び住民への周知、災害応急活動が速やかに実施できる体制事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内で<b>震度4</b>の地震が発生した場合</li> <li>・余震が継続するなどの災害の危険性が高まった場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨、洪水、暴風<b>警報が発表</b>され、災害発生の危険性が予想される場合 <b>（警戒レベル3）</b></li> </ul>	
	<b>第1配備体制</b>			
<b>災害対策本部</b>	災害対策本部を設置し、情報収集、広報活動、救助活動、避難活動、飲料水、食糧の供給等の災害応急対策が実施できる体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内で<b>震度5弱</b>の地震が発生した場合</li> <li>・軽微な災害が発生した場合</li> <li>・その他、町長が必要と認めた場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の発生が予想される場合</li> <li>・軽微な災害が発生した場合 <b>（警戒レベル4）</b></li> </ul>	
	<b>第2配備体制</b>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内で<b>震度5強以上</b>の地震が発生した場合</li> <li>・局所的な災害が発生し、その被害が相当規模に及ぶおそれがある場合</li> <li>・その他、町長が必要と認めた場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の発生が予想される場合</li> <li>・軽微な災害が発生した場合 <b>（警戒レベル4）</b></li> <li>・その他、町長が必要と認めた場合</li> </ul>	
	<b>第3配備体制</b>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内で<b>震度6弱以上</b>の地震が発生した場合</li> <li>・大規模な災害が発生し、その被害が相当規模に及ぶおそれがある場合</li> <li>・災害に対する総合的な対策を講ずる必要がある場合</li> <li>・その他、町長が必要と認めた場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な災害の発生が予想され、又は広範囲にわたる被害が発生した場合</li> <li>・河川の水位が<b>はん濫危険水位</b>を超え、さらに記録的短時間大雨情報110mm</li> <li>・特別警報が<b>発表</b>された場合 <b>（警戒レベル5）</b></li> <li>・その他、町長が必要と認めた場合</li> </ul>		
<b>第4配備体制</b>				
	全職員をもって、情報収集、広報活動、救助活動、避難活動、飲料水、食料の供給等の災害応急対策が実施できる体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内で<b>震度6強以上</b>の地震が発生した場合</li> <li>・大規模な災害が発生し、その被害が相当規模に及ぶおそれがある場合</li> <li>・その他、町長が必要と認めた場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な災害（土砂、洪水）が発生し、その被害が相当規模に及ぶおそれがある場合</li> <li>・災害に対する総合的な対策を講ずる必要がある場合</li> <li>・全国瞬時警報システム発動時</li> <li>・その他、町長が必要と認めた場合</li> </ul>	

## 2 職員の動員体制

職員の動員は、香春町災害対策本部編成表及び香春町災害警戒本部編成表の体制を整えるとともに、下記の事項についても定める。

### (1) 動員の系統

#### 1) 勤務時間内の職員の動員（電話・防災無線等を利用して行う。）

勤務時間内の職員の動員は、動員する旨電話や庁内放送し、各課の動員は、配備計画に基づき各課長等が行う。

#### 2) 休日・夜間等の職員の動員（電話・防災無線等を利用して行う。）

休日、夜間等勤務時間外に配備、本部設置等に該当する災害等を覚知した場合、職員は配備体制基準に基づき職員は指令に基づき登庁するものとし、連絡等が行えない場合は自主的に登庁し配備につく。（配備基準参照）

### (2) 本部連絡員

各部に本部連絡員を置き、所属部と町災対本部事務局との連絡調整や、所属部の所管する情報の収集伝達等を行う。

### (3) 情報連絡員

各班に情報連絡員を置き、所属班に関する情報等の連絡事務を行う。

### (4) 参集の場所

各職員は、勤務時間内及び勤務時間外を問わず、各自の所属先に参集する。

なお、災害現場及び所属先以外へ直行する指示を受けた場合は、この限りでない。

### (5) 動員の報告

参集した職員は、直ちに各課長に参集報告を行い、各課長は課内の動員状況を記録し、町長及び総務課長（庶務班）に報告する。

町災対本部が設置された場合には、総務部長は各部の動員状況を取りまとめ、本部員会議に提出し、本部長に報告する。

### (6) 職員の動員調整

各班長は、災害対策の活動を行うにあたり、職員が不足し、他の部の応援を必要とする場合は、総務部に職員の動員要請をする。

総務部は、各班長から職員の動員要請があった場合は、各班の活動状況を勘案の上、できる限り要請職員数が動員できるよう調整する。

### (7) 災害救助法が適用された場合の体制

町長は救助法が適用された場合、知事の指導を受けて、救助法に基づく救助事務を補助する。

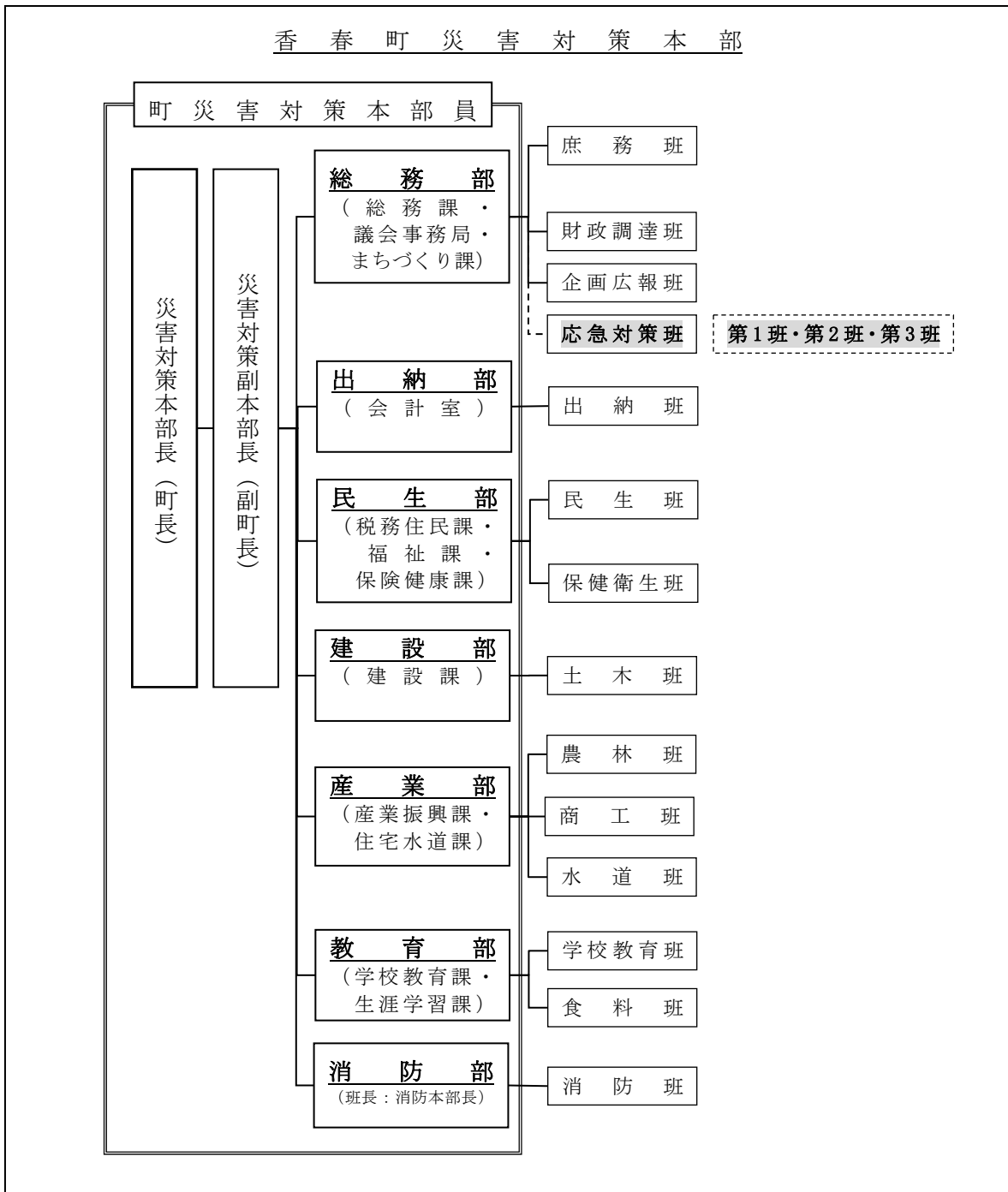
### (8) 市町村間の応援協定

町は、応援協定を締結している市町村に対して、必要に応じて応援要請等を行う。

## 第2 災害対策本部等の運用

町災対本部等の運用は、第1編 第3部 第1章 第1節「第2 災害対策本部等の運用」に準ずる。

■香春町災害対策本部組織図



## 第2節 自衛隊の災害派遣要請

災害時における自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順、必要事項及び派遣部隊の活動等を明らかにし、応急対策に万全を期することを目的とする。

### ■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 派遣要請依頼等	総務部庶務班	・自衛隊の災害派遣要請
第2 自衛隊との連絡調整	総務部庶務班	・自衛隊との連絡調整
第3 派遣部隊の受入れ体制	総務部庶務班	・派遣部隊の受入れ体制を整備 ・作業内容の調整
第4 派遣部隊の活動	総務部庶務班 及び関係各部	・派遣部隊の活動の支援、調整
第5 派遣部隊の撤収要請	総務部庶務班	・派遣部隊の撤収要請
第6 経費の負担	出納部出納班	・経費の負担

### 第1 派遣要請依頼等

自衛隊の派遣要請依頼等は、第1編 第3部 第1章 第2節 「第1 自衛隊の派遣要請依頼等」の定めに準じる。

### 第2 自衛隊との連絡調整

自衛隊との連絡調整は、第1編 第3部 第1章 第3節 「第2 自衛隊との連絡調整」の定めに準じる。

### 第3 派遣部隊の受入れ体制

派遣部隊の受入れ体制は、第1編 第3部 第1章 第2節 「第3 派遣部隊の受入れ体制」の定めに準じる。

### 第4 派遣部隊の活動

派遣部隊の活動は、第1編 第3部 第1章 第2節 「第4 派遣部隊の活動」の定めに準じる。

### 第5 派遣部隊の撤収要請

派遣部隊の撤収要請は、第1編 第3部 第1章 第2節 「第5 派遣部隊の撤収要請」の定めに準じる。

### 第6 経費の負担

経費の負担は、第1編 第3部 第1章 第2節 「第6 経費の負担」の定めに準じる。

### 第3節 応援要請

町は、大規模地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村や防災関係機関等と相互に応援協力し、連携を図りながら、防災活動に万全を期す。

#### ■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 市町村間の相互応援活動	総務部庶務班	・市町村間の相互応援活動の実施
第2 県への応援又は応援斡旋の要請及び関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関への応援要請	総務部庶務班	・県、関係指定地方行政機関、関係指定公共機関への応援要請又は応援斡旋の要請
第3 消防機関の相互応援活動	消防部消防班 (総務部庶務班)	・消防活動応援、緊急消防援助隊応援要請
第4 応援の受入れに関する措置	総務部庶務班 及び関係各部	・応援の受入れの各対応実施

#### 第1 市町村間の相互応援活動

市町村間の相互応援活動は、第1編 第3部 第1章 第3節「第1 市町村間の相互応援活動」の定めに準じる。

#### 第2 県への応援又は応援斡旋の要請及び関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関への応援要請

県への応援又は応援斡旋の要請及び関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関への応援要請は、第1編 第3部 第1章 第3節「第2 県への応援又は応援斡旋の要請及び関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関への応援要請」の定めに準じる。

#### 第3 消防機関の相互応援活動

消防機関の相互応援活動は、第1編 第3部 第1章 第3節「第3 消防機関の相互応援活動」の定めに準じる。

#### 第4 応援の受入れに関する措置

応援の受入れに関する措置は、第1編 第3部 第1章 第3節「第4 応援の受入れに関する措置」の定めに準じる。

## 第4節 災害救助法の適用

救助法は、災害に際して、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。町長は、町の域内における救助法の適用及び救助の実施を行う。

### ■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第2 災害救助法の適用手続	総務部庶務班	・災害救助法の適用手続
第3 救助の実施の委任	総務部庶務班 及び関係各班	・災害救助法による救助の実施
第4 救助の実施状況及び費用の報告	総務部庶務班	・救助の実施状況及び費用の報告

### 第1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、第1編 第3部 第1章 第4節 「第1 災害救助法の適用基準」の定め  
に準じる。

### 第2 災害救助法の適用手続

災害救助法の適用手続は、第1編 第3部 第1章 第4節 「第2 災害救助法の適用手続」の定め  
に準じる。

### 第3 救助の実施の委任

救助の実施の委任は、第1編 第3部 第1章 第4節 「第3 救助の実施の委任」の定め  
に準じる。

### 第4 救助の実施状況及び費用の報告

救助の実施状況及び費用の報告は、第1編 第3部 第1章 第4節 「第4 救助の実施状況及び費  
用の報告」の定め  
に準じる。

## 第5節 要員の確保

町は、災害応急対策実施のため、町のみで必要な労務を確保できない場合においては、労務者の雇用等により必要な人員を確保し、労務供給を図る。

### ■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第2 災害対策実施機関の関係者等の動員	総務部庶務班	・職員派遣要請による応急対策
第3 ボランティア等の奉仕団の受入れ	民生部民生班 教育部学校教育班	・ボランティア等の奉仕団の要員の確保による 応急対策
第4 公共職業安定所の斡旋供給による労働者の動員	総務部庶務班	・公共職業安定所の斡旋供給による労働者の動員による 応急対策
第5 従事命令等による応急措置の業務	総務部庶務班	・従事命令、協力命令、保管命令等による応急 対策

### 第1 労働者の確保

労働者の確保は、第1編 第3部 第1章 第5節 「第1 労働者の確保」の定めに準じる。

### 第2 災害対策実施機関の関係者等の動員

災害対策実施機関の関係者等の動員は、第1編 第3部 第1章 第5節 「第2 災害対策実施機関の関係者等の動員」の定めに準じる。

### 第3 ボランティア等の奉仕団の受入れ

ボランティア等の奉仕団の受入れは、第1編 第3部 第1章 第5節 「第3 ボランティア等の奉仕団の受入れ」の定めに準じる。

### 第4 公共職業安定所の斡旋供給による労働者の動員

公共職業安定所の斡旋供給による労働者の動員は、第1編 第3部 第1章 第5節 「第4 公共職業安定所の斡旋供給による労働者の動員」の定めに準じる。

### 第5 従事命令等による応急措置の業務

従事命令等による応急措置の業務は、第1編 第3部 第1章 第5節 「第5 従事命令等による応急措置の業務」の定めに準じる。

## 第6節 災害ボランティアの受入・支援

大規模災害が発生したときは、町、福岡県災害ボランティア連絡会、県及び町社会福祉協議会等が中心となり、速やかに災害ボランティア本部を設置し、被災住民の支援を図るとともに、全国から駆けつけるボランティアの善意が効果的に活かされるよう活動を支援、調整する。

町は、(仮称)町災害ボランティア本部及び福岡県災害ボランティア本部と連携を図り対応を行う。

### ■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 受入窓口等の設置	民生部民生班 教育部学校教育班	・受入窓口等の設置の支援
第2 災害ボランティアの活動	民生部民生班 教育部学校教育班	・災害ボランティアの活動の支援
第3 災害対策本部と災害ボランティア本部の連携	総務部庶務班	・災害対策本部と災害ボランティア本部の連携

### 第1 受入窓口等の設置

受入窓口等の設置は、第1編 第3部 第1章 第6節「第1 受入窓口等の設置」の定めに準じる。

### 第2 災害ボランティアの活動

災害ボランティアの活動は、第1編 第3部 第1章 第6節「第2 災害ボランティアの活動」の定めに準じる。

### 第3 災害対策本部と災害ボランティア本部の連携

災害対策本部と災害ボランティア本部の連携は、第1編 第3部 第1章 第6節「第3 災害対策本部と災害ボランティア本部の連携」の定めに準じる。

調整ページ

## 第2章 災害応急対策活動

### 第1節 地震情報伝達対策（緊急地震速報等の伝達）

地震が発生した場合、緊急地震速報や地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）は、防災関係機関が効果的に応急対策を実施する上で不可欠となる情報である。

このため、緊急地震速報等の収集伝達を迅速・確実に行う。

#### ■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第2 地震情報	総務部庶務班	・地震情報の収集
第3 緊急地震情報の伝達	総務部庶務班 消防部消防班	・緊急地震情報の伝達
第4 異常現象発見時の通報	総務部庶務班	・異常現象発見時の通報処置

#### 第1 緊急地震速報（警報）の実施及び実施基準等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上、又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。また、ごく短時間のデータだけを使った速報であることから、予測された震度に誤差（±1程度）を伴う。

#### 第2 地震情報

庶務班は、地震を覚知した場合、速やかに福岡県震度情報ネットワークシステム、テレビ、ラジオ等で、地震情報を確認する。

◆地震情報の種類

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報（注1）	次のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報（注2）	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について次のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

（注1）気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

（注2）本町は震度発表地域区分「福岡県筑豊」の地域に属する。

なお、震度速報は、地震発生の第一報であり、各県をいくつかに分割した地域ごとの震度をまず発表する。市町村ごとの詳細な震度は、その後の震源・震度に関する情報及び各地の震度に関する情報で知らせる。

### 第3 緊急地震情報の伝達

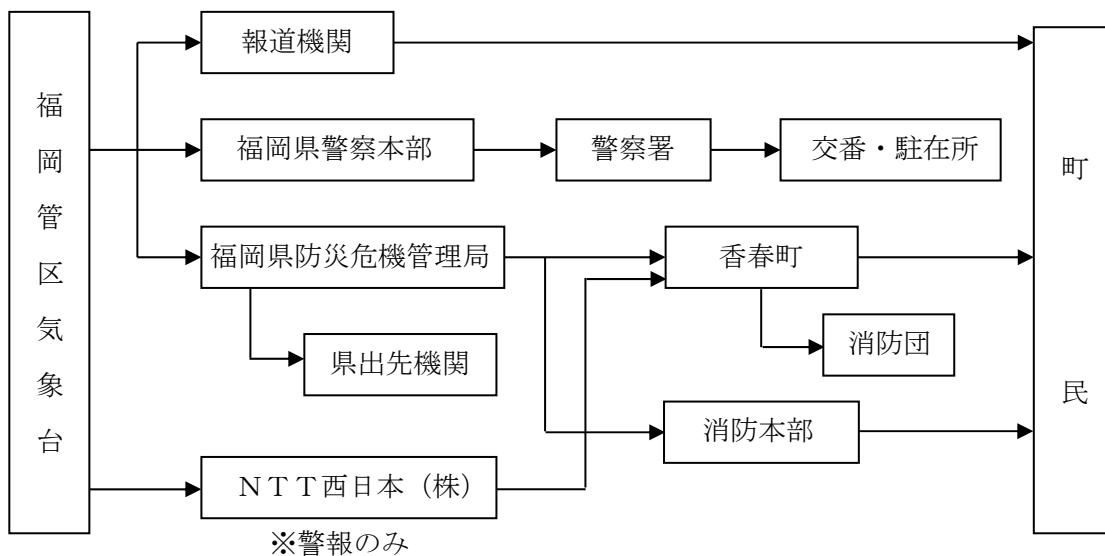
#### 1 地震関連情報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を直ちに日本放送協会（NHK）に伝達するとともに、防災関係機関等への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能含む）、ワンセグ等を用いて広く住民等へ提供する。

庶務班、消防班は、地震情報の収集、伝達を行い、速やかに町民及び関係機関へ伝達する。

町民への周知については、下図の他に町ホームページ、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報伝達システム、福岡県震度情報ネットワークシステム、防災情報等メール配信システム等のさまざまなツールを複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

#### ◆地震関連情報の伝達系統



#### 2 福岡県震度情報ネットワークシステムの活用

庶務班は、地震を覚知したときは、福岡県震度情報ネットワークシステムで震度の把握を行い、職員配備や被害状況の推定など、迅速な初動体制の確立に努める。

##### ■福岡県震度情報ネットワークシステム

- 防災初動体制の早期確立を図るため、福岡県が県内市町村に設置している計測震度計により、震度情報を市町村で表示し、県で収集したものを消防庁、気象庁に伝達するシステム。
- 地震発生後、各市町村の震度データがNHK等を介してテロップ放送される。

### 第4 異常現象発見時の通報

異常現象発見時の通報は、第1編 第3部 第2章 第1節 「第2 警報・注意報等の伝達系統」の定めに従う。

## 第2節 被害情報等の収集伝達

町は、地震が発生した場合、被害情報等の収集・連絡を迅速に行う。この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段を用いて収集伝達し、被害規模の早期把握を行う。

### ■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 被害情報の収集と被害規模の早期把握	総務部庶務班	・災害情報の収集・統括・報告
	関係各班	・災害情報の収集・とりまとめ・報告
第2 応急対策活動情報の連絡	総務部庶務班	・県、国への報告 ・防災関係機関への通知
第3 被害情報等の共有	総務部庶務班	・被害情報等の共有
第4 通信計画	総務部庶務班	・災害時における通信連絡

### 第1 被害情報の収集と被害規模の早期把握

被害情報の収集と被害規模の早期把握は、第1編 第3部 第2章 第2節「第1 災害情報の収集」の定めに準じるほか、次の対策を実施する。

#### 1 被害中心地及び被害規模の推定

庶務班は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための、関連情報の収集にあたる。

また、自衛隊(震度5弱以上の場合)、警察、消防等が実施するヘリによる上空からの情報の収集、あるいは、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

#### 2 地震発生直後の被害情報の把握

町及び県は、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機等による目視、撮影等による初期情報等の収集を行う。

### 第2 応急対策活動情報の連絡

応急対策活動情報の連絡は、第1編 第3部 第2章 第2節「第3 被害状況の報告基準、方法等」の定めに準ずる。

### 第3 被害情報等の共有

被害情報等の共有は、第1編 第3部 第2章 第2節「第2 被害情報等の共有」の定めに準ずる。

### 第4 通信計画

通信計画は、第1編 第3部 第2章 第2節「第4 通信計画」の定めに準ずる。

### 第3節 広報・広聴

災害時に人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や住民の様々な相談に適切に対応する。

なお、広報活動に当たっては要配慮者に配慮した広報の実施に努める。

#### ■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 災害広報の実施及び方法	総務部企画広報班	・災害広報の実施
第2 災害時の放送要請	総務部企画広報班	・放送要請
第3 町民等からの問い合わせへの対応及び相談活動	総務部務班及び関係各班	・相談窓口の設置、対応

#### 第1 災害広報の実施及び方法

災害広報の実施及び方法は、第1編 第3部 第2章 第3節 「第1 災害広報の実施及び方法」の定めに準ずる。

#### 第2 災害時の放送要請

災害時の放送要請は、第1編 第3部 第2章 第2節 「第3 災害時の放送要請」の定めに準ずる。

#### 第3 町民等からの問い合わせへの対応及び相談活動

町民等からの問い合わせへの対応及び相談活動は、第1編 第3部 第2章 第3節 「第3 相談窓口の設置」の定めに準ずる。

## 第4節 地震水防対策の実施

地震による河川堤防等の被害、河川増水に伴う氾濫等の水害危険が予想される。これを警戒し、防御し、被害を軽減するための水防体制の確立及び水防活動について定める。

### ■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 水防対策の実施	総務部庶務班 建設部土木班	・水防対策の実施
第2 応援協力関係	総務部庶務班 建設部土木班	・必要とする要員及び資機材について応援を要請

### 第1 水防対策の実施

水防対策の実施は、第1編 第3部 第2章 第5節 「第2 水防対策の実施」の定めに従う。

### 第2 応援協力関係

応援協力関係は、第1編 第3部 第2章 第5節 「第3 応援協力関係」の定めに従う。

## 第5節 二次災害の防止

大規模な火災、危険物・毒劇物等の漏洩等の二次災害及び地震等に伴う二次災害に対する活動を定める。

### ■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 震災消防活動	消防部消防班	・消防活動の実施
	総務部庶務班	・自主防災組織、住民、事業所との連携 ・火災発生等の情報の収集
第2 危険物・毒劇物取扱施設等の応急措置	消防部消防班	・危険物・毒劇物取扱施設等の応急措置
第3 地震、降雨等に伴う二次災害の防止	総務部庶務班	・余震、降雨等による二次災害防止活動
	建設部土木班 住宅水道部住宅班	
	住宅水道部住宅班	・空き家対策
第4 ため池施設災害応急対策	産業部農林班	・ため池施設災害応急対策

### 第1 震災消防活動

震災消防活動の実施は、第1編 第3部 第2章 第6節 「第2 消防活動の実施」の定めに基づき、

### 第2 危険物・毒劇物取扱施設等の応急措置

危険物・毒劇物取扱施設等の応急措置は、第1編 第3部 第2章 第27節 「第1 二次災害の防止活動」の定めに基づき、

### 第3 地震、降雨等に伴う二次災害の防止

地震、降雨等に伴う二次災害の防止は、第1編 第3部 第2章 第27節 「第1 二次災害の防止活動」の定めに基づき、次の対策を実施する。

#### 1 地震・誘発地震

町は、余震による建築物、構造物の倒壊等に備え、二次災害防止施策を講じる。特に復旧作業中などの場合は、作業の停止、避難等の作業員の安全確保対策をとる。

#### 2 被災建築物応急危険度判定

##### (1) 被災建築物危険度判定士の要請

本部長は、必要と認めた場合、県本部長を通じて被災建築物危険度判定士の派遣を要請し、危険度判定を行う。

(2) 住宅班は、被災した建築物等の地震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため被災建築物の応急危険度判定を行う。

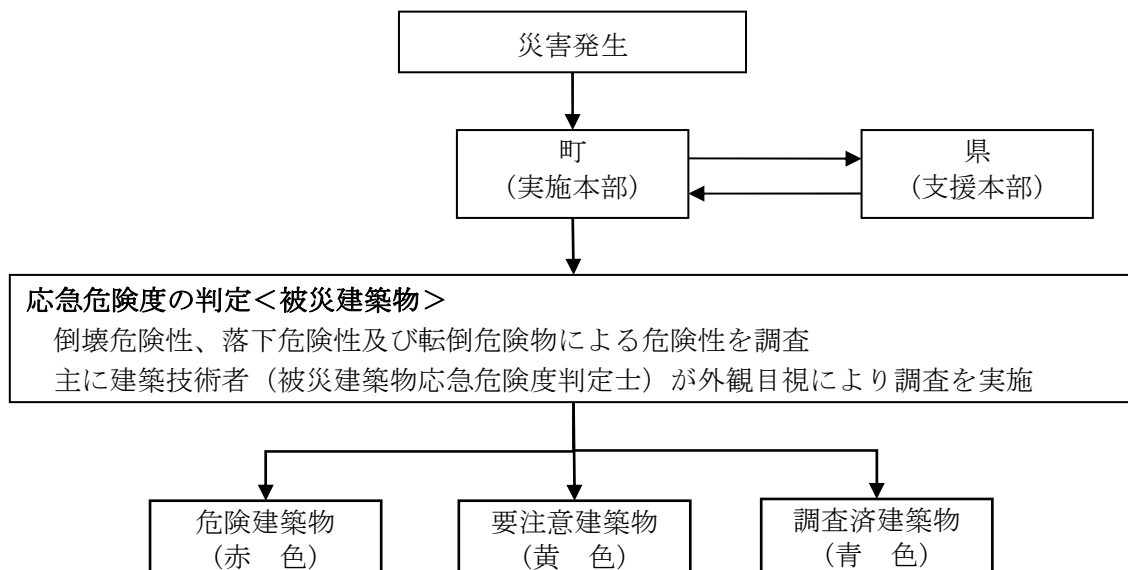
応急危険度判定は、登録された応急危険度判定士を活用して、建築物の被害の状況を調査し、地震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示を行う。

##### (3) 被災建築物応急危険度判定士の業務

被災建築物応急危険度判定士は、業務マニュアルに基づき、判定を実施し判定結果を表示する。

1) 建築物の被害程度に応じて、「危険建築物」、「要注意建築物」、「調査済建築物」の3区分に判定する。

- 2) 判定結果は、当該建築物の見やすい場所に判定ステッカーを表示する。
- 3) 判定結果は町災対本部に報告するとともに、被災者対策に活用するように努める。



### 3 宅地災害対策—被災宅地危険度判定

#### (1) 被災宅地危険度判定士の要請

本部長は、必要と認めた場合、県本部長を通じて被災宅地危険度判定士の派遣を要請し、危険度判定を行う。

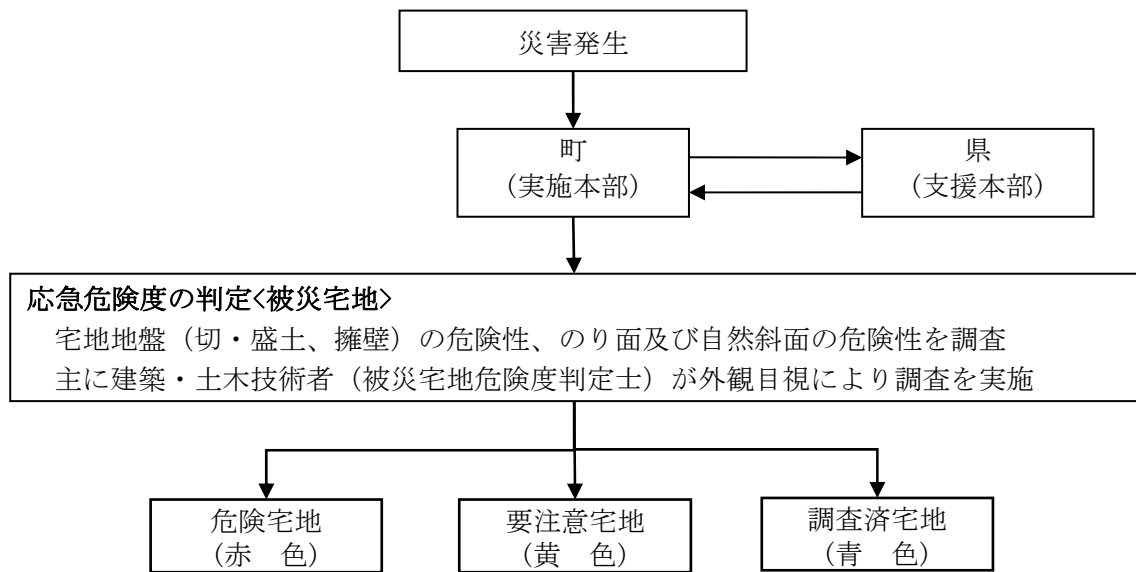
(2) 住宅班は、被災した宅地の地震等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため被災宅地の危険度判定を行う。

危険度判定は、登録された危険度判定士を活用して宅地の被害の状況を調査し、地震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示を行う。

#### (3) 被災宅地危険度判定士の業務

被災宅地危険度判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果表を掲示する。

- 1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごと調査票に記入し、判定を行う。
- 2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- 3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面など）に判定表を掲示する。
- 4) 判定結果は本部長に報告する。



#### 4 判定後の措置

町は、「危険家屋」、「危険宅地」と判定された宅地、建物等については、立ち入り禁止の措置をとる。また、住宅班は、判定結果を地域ごと、結果ごとにまとめた被災情報データベースを作成する。

#### 第4 ため池施設災害応急対策

ため池施設災害応急対策は、第1編 第3部 第2章 第28節「第1 農業用施設応急対策」の定め  
に準ずる。

## 第6節 救出活動

災害時には、倒壊家屋の下敷きになった者、土砂災害等により生き埋めになった者、洪水等により水と共に流された者、市街地火災において火中に取り残された者、大規模な交通事故等による集団的大事故等により救出を要する者等が多数発生することが予想される。

そのため、町は、警察、消防本部、消防団、自主防災組織等との協力体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

### ■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 町の活動	消防部消防班、 総務部庶務班	・救助情報の収集、救助活動
第2 救急活動	民生部保健衛生班	・傷病者の医療機関への搬送
第3 海外からの支援の受入れ	総務部庶務班	・海外からの支援の受入れ対策の実施

### 第1 町の活動

救出活動における町の活動は、第1編 第3部 第2章 第8節「第1 町の活動」の定めに準ずる。

### 第2 救急活動

救出活動における救急活動は、第1編 第3部 第2章 第8節「第2 救急活動」の定めに準ずる。

### 第3 海外からの支援の受入れ

海外からの支援の受入れは、第1編 第3部 第2章 第8節「第4 海外からの支援の受入れ」の定めに準ずる。

## 第7節 避難対策の実施

町は、地震が発生した場合、直ちに警戒態勢を整え、地区住民等を速やかに避難誘導させるため、適切に避難情報の発令等を行うとともに、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営に当たる。

### ■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 避難の指示の周知	総務部庶務班	・避難指示等発令措置
第2 警戒区域の設定	総務部庶務班・消防部消防班、 建設部土木班	・警戒区域の設定
第3 避難者の誘導及び移送	総務部庶務班・消防部消防班、 民生部民生班・教育部学校教育班	・避難者の誘導及び移送
第4 指定避難所等の開設	総務部庶務班・民支部民生班、 関係各班	・指定避難所の開設及び運営
	民生部保健衛生班	・保健・衛生対策
	産業部農林班・商工班	・食料、生活物資の供給
第5 開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営管理	総務部庶務班	・避難者が落ちつきを取り戻した後の指定避難所運営管理
	民生部保健衛生班	・保健・衛生対策
第6 収容施設の確保	総務部庶務班	・収容施設の確保
第7 要配慮者等を考慮した避難対策	民生部民生班・消防部消防班	・要配慮者等を考慮した避難対策
第8 指定避難所以外の場所に滞在する避難者についての配慮	民支部民生班	・在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援
第9 帰宅困難者対策	総務部庶務班・産業部商工班	・帰宅困難者対策
第10 ペット同伴の避難者等への支援	民支部民生班	・ペット同伴避難者の支援

#### ◆ 避難の原則

「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」であり、各人が自らの判断で行動をとることが原則である。

#### ◆ 住民がとるべき避難行動

地震発生時、揺れが続いている間はその場にあった身の安全確保を図り、揺れが収まってから、周囲の状況等により必要に応じて、指定緊急避難場所等の安全な場所への移動などの避難行動をとる。

### 第1 避難の指示の周知

避難の指示の周知は、第1編 第3部 第2章 第4節 「第2 避難指示等」の定めに基づき、

## 第2 警戒区域の設定

警戒区域の設定は、第1編 第3部 第2章 第4節「第3 警戒区域の設定」の定めに準ずる。

## 第3 避難者の誘導及び移送

避難者の誘導及び移送は、第1編 第3部 第2章 第4節「第4 避難者の誘導及び移送」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

### 1 誘導時の留意事項

地震発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則とするが、避難行動要支援者やその避難支援を行う者で徒歩による円滑な避難が困難な場合、町職員、警察官、消防職員等は、自動車でも安全かつ確実な避難を行えるよう、地域や道路の事情に応じた対応に努める。

## 第4 指定避難所等の開設

指定避難所等の開設は、第1編 第3部 第2章 第4節「第6 指定避難所の開設及び運営」の定めに準ずる。

## 第5 開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営管理

開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営管理は、第1編 第3部 第2章 第4節「第7 開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営管理」の定めに準ずる。

## 第6 収容施設の確保

収容施設の確保は、第1編 第3部 第2章 第4節 第6「1 指定避難所の開設」の定めに準ずる。

## 第7 要配慮者等を考慮した避難対策

要配慮者等を考慮した避難対策は、第1編 第3部 第2章 第4節 第4「3 避難の優先順位等」の定めに準ずる。

## 第8 指定避難所以外の場所に滞在する避難者についての配慮

指定避難所以外の場所に滞在する避難者についての配慮は、第1編 第3部 第2章 第4節「第8 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援」の定めに準ずる。

## 第9 帰宅困難者対策

帰宅困難者対策は、第1編 第3部 第2章 第4節「第9 帰宅困難者対策」の定めに準ずる。

## 第8節 交通・輸送対策の実施

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

地震発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを経済輸送のために確保する必要があり、そのための一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施する。

その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図る。

### ■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 交通の確保対策の実施	総務部庶務班	・災害発生時の自動車運転者の取るべき措置の周知
	建設部土木班	・交通規制、交通規制等の周知徹底・広報 ・道路交通の確保
第2 緊急輸送対策の実施	総務部庶務班	・緊急通行車両の確認申請 ・車両等、燃料の確保、配車
	民生部民生班	・食料、飲料水、生活物資等の緊急輸送 ・物資集配拠点の設置

### 第1 交通の確保対策の実施

交通の確保対策の実施は、第1編 第3部 第2章 「第13節 交通対策の実施」の定めに準ずる。

### 第2 緊急輸送対策の実施

緊急輸送対策の実施は、第1編 第3部 第2章 「第14節 緊急輸送の実施」の定めに準ずる。

## 第9節 医療救護

町は、大規模災害が発生した時は、救護を要する傷病者や医療機関の被害状況を把握するとともに、可能な限りの傷病者の治療を行い、一人でも多くの命を救うため、関係機関と密接な連携を取りながら、災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む）救護を行う。

### ■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 医療情報の収集・提供	民生部保健衛生班	・医療情報の収集、医療チームの編成、医療救護所の設置
第2 初動医療体制の確立	民生部保健衛生班	・災害派遣医療チーム（DMAT）等の要請
第3 後方医療活動	消防部消防班	・後方医療体制の確立、被災傷病者等の搬送等
第4 医薬品等の供給	民生部保健衛生班	・医薬品・医療資機材の調達
第5 搬送	消防部消防班	・被災傷病者等の搬送等
第6 被災者の健康管理	民生部保健衛生班	・被災者の健康管理
第7 災害救助法における実施基準	民生部保健衛生班	・災害救助法における医療救護の実施

### 第1 医療情報の収集・提供

医療情報の収集・提供は、第1編 第3部 第2章 第9節「第1 初動医療体制の確立」の定めに従う。

### 第2 初動医療体制の確立

初動医療体制の確立は、第1編 第3部 第2章 第9節「第1 初動医療体制の確立」及び「第2 医療救護活動・助産活動」の定めに従う。

### 第3 後方医療活動

後方医療活動は、第1編 第3部 第2章 第9節「第3 災害時後方医療体制」の定めに従う。

### 第4 医薬品等の供給

医薬品等の供給は、第1編 第3部 第2章 第9節「第4 医薬品、医療資機材の調達」の定めに従う。

### 第5 搬送

救急患者等の搬送は、第1編 第3部 第2章 第9節「第3 災害時後方医療体制」の定めに従う。

### 第6 被災者の健康管理

被災者の健康と衛生状態の管理は、第1編 第3部 第2章 第9節「第5 被災者の健康管理」の定めに従う。

## 第7 災害救助法における実施基準

災害救助法における実施基準は、第1編 第3部 第2章 第9節 「第6 災害救助法における実施基準」の定めに準ずる。

## 第10節 要配慮者の支援

大規模な災害の発生時には、特に要配慮者に対するさまざまな応急対策が必要となる。また、情報の提供についても、要配慮者に十分配慮する必要がある。このため、町は、必要な諸施策について速やかに実施する。

### ■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 震災により新たに発生した要配慮者に関する対策	民生部民生班	・災害により新たに発生した要配慮者に関する対策
第2 高齢者及び障がいのある人に係る対策	民生部民生班	・安全確保、安否確認 ・指定避難所や在宅の要配慮者等への支援 ・福祉避難所等の確保、要配慮者等の移送 ・福祉仮設住宅での支援
	住宅水道部住宅班	・福祉仮設住宅の供給
第4 外国人等への支援活動	産業部商工班	・災害時の外国人、旅行者への支援活動

### 第1 震災により新たに発生した要配慮者に関する対策

震災により新たに発生した要配慮者に関する対策は、第1編 第3部 第2章 第16節「第1 災害により新たに発生した要配慮者に関する対策」の定めに準ずる。

### 第2 高齢者及び障がいのある人に係る対策

高齢者及び障がいのある人に係る対策は、第1編 第3部 第2章 第16節「第2 高齢者及び障がいのある人に係る対策」の定めに準ずる。

### 第3 避難対策

要配慮者等の避難対策は、本編 第2部「災害応急対策活動」第7節「避難対策の実施」の定めによる。

### 第4 外国人等への支援活動

外国人等の支援活動は、第1編 第3部 第2章 第16節「第4 外国人等の支援活動」の定めによる。

## 第11節 保健衛生、防疫、環境対策

町は、被災地域における感染症の予防、環境の悪化防止のための的確な防疫活動等を行い衛生状態を保持するとともに、健康相談等を行い被災者の心身の安定を図る。

また、被災地域における飲食に起因する危害発生の防止に努め、住民生活の安定を図る。

### ■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 保健衛生	民生部保健衛生班	・健康調査、健康相談、避難所や仮設住宅での衛生管理、栄養調査、栄養相談、食品の衛生対策、愛護動物の救護等の実施、心のケア対策
第2 防疫	民生部保健衛生班	・感染症の予防、防疫
第3 環境対策	民生部民生班	・有害物質の漏出等環境対策

### 第1 保健衛生

保健衛生は、第1編 第3部 第2章 第15節 「第1 保健衛生」の定めに準ずる。

### 第2 防疫

防疫は、第1編 第3部 第2章 第15節 「第2 防疫」の定めに準ずる。

### 第3 環境対策

環境対策は、第1編 第3部 第2章 第15節 「第3 環境対策」の定めに準ずる。

## 第12節 遺体の搜索、収容及び火葬

大規模な災害により死者、行方不明者が生じた場合は、町は、防災関係機関の協力を得て、これらの搜索・処理を速やかに行い、民心の安定を図る。

### ■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 遺体の搜索	消防部消防班	・遺体の搜索
第2 遺体の調査、身元確認	民生部保健衛生班	・遺体の調査、身元確認
第3 遺体の安置、一時保存	民生部保健衛生班	・遺体の収容、安置
第4 遺体の火葬	民生部保健衛生班	・遺体の火葬・埋葬

### 第1 遺体の搜索

遺体の搜索は、第1編 第3部 第2章 第18節 「第1 遺体の搜索」の定めに基づき、

### 第2 遺体の調査、身元確認

遺体の調査、身元確認は、第1編 第3部 第2章 第18節 「第2 遺体の処理・検案」の定めに基づき、

### 第3 遺体の安置、一時保存

遺体の安置、一時保存は、第1編 第3部 第2章 第18節 「第3 納棺用品等の確保と遺体の収容、安置」の定めに基づき、

### 第4 遺体の火葬

遺体の火葬は、第1編 第3部 第2章 第18節 「第4 遺体の火葬・埋葬」の定めに基づき、

## 第13節 飲料水の供給

大規模災害時における住民の基本的な生活を確保するため、町は、給水体制を確立し、給水活動を迅速かつ円滑に実施する。

### ■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 飲料水の確保、供給	住宅水道部水道班	・飲料水の確保、供給

### 第1 飲料水の確保、供給

飲料水の確保、供給は、第1編 第3部 第2章 「第10節 飲料水の供給」の定めに基づる。

## 第14節 食料の供給

大規模災害時における住民の基本的な生活を確保するため、町は、被災者に対し、食料の供給を迅速かつ円滑に実施する。

### ■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第2 食料の調達	産業部農林班	・食料需要の把握 ・食料の調達
	総務部庶務班	・災害応急対策活動の従事者の食料需要の把握
第3 食料の輸送、配分及び保管	産業部農林班 民生部民生班	・食料の輸送、配分及び保管
第4 炊き出しの実施、支援	民生部民生班 教育部学校教育班・ 食料班	・炊き出しの実施、支援

### 第1 方針

食料の供給の方針は、第1編 第3部 第2章 第11節 「第1 方針」の定めに準ずる。

### 第2 食料の調達

食料の調達は、第1編 第3部 第2章 第11節 「第2 食料の調達」の定めに準ずる。

### 第3 食料の輸送、配分及び保管

食料の輸送、配分及び保管は、第1編 第3部 第2章 第11節 「第3 食料の輸送、配分及び保管」の定めに準ずる。

### 第4 炊き出しの実施、支援

炊き出しの実施、支援は、第1編 第3部 第2章 第11節 「第4 炊き出しの実施、支援」の定めに準ずる。

## 第15節 生活必需品等の供給

大規模災害時における住民の基本的な生活を確保するため、町は、被災者に対し寝具、被服その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を速やかに調達し、供給を迅速かつ円滑に実施する。

### ■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第2 生活必需品の調達	産業部商工班 民生部民生班	・生活必需品の把握、生活必需品の調達
第3 生活物資の輸送及び保管	民生部民生班	・生活物資の輸送及び保管
第4 救援物資の受入れ等	民生部民生班	・救援物資の受入れ、仕分け・保管・輸送、物資の配布

### 第1 方針

生活必需品等の供給方針は、第1編 第3部 第2章 第12節「第1 方針」の定めに準ずる。

### 第2 生活必需品の調達

生活必需品の調達は、第1編 第3部 第2章 第12節「第2 生活必需品の調達」の定めに準ずる。

### 第3 生活物資の輸送及び保管

生活物資の輸送及び保管は、第1編 第3部 第2章 第12節「第3 生活物資の輸送及び保管」の定めに準ずる。

### 第4 救援物資の受入れ等

救援物資の受入れ等は、第1編 第3部 第2章 第12節「第4 救援物資の受入れ等」の定めに準ずる。

## 第16節 住宅の確保

震災時における被災住宅の入居者に対する応急住宅対策は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備をはじめ、空き家になっている公営住宅、民間賃貸住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

### ■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設	住宅水道部水道班	・ 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設 ・ 応急仮設住宅の入居者の選定
第2 空き家住宅の活用	住宅水道部水道班	・ 公営住宅、民間住宅の活用
第3 被災住宅の応急修理	住宅水道部水道班	・ 被災住宅の応急修理
第4 住宅等に流入した土石等の除去（住宅障害物の除去）	住宅水道部水道班	・ 住宅等に流入した土石等の除去

### 第1 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設

応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設等は、第1編 第3部 第2章 第21節「第2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設」、「第3 応急仮設住宅の入居者選定」の定めに準ずる。

### 第2 空き家住宅の活用

空き家住宅の活用は、第1編 第3部 第2章 第21節「第1 空き家住宅の活用」の定めに準ずる。

### 第3 被災住宅の応急修理

被災住宅の応急修理は、第1編 第3部 第2章 第21節「第4 被災住宅の応急修理」の定めに準ずる。

### 第4 住宅等に流入した土石等の除去（住宅障害物の除去）

住宅等に流入した土石等の除去（住宅障害物の除去）は、第1編 第3部 第2章 第21節「第5 住宅等に流入した土石等の除去（住宅障害物の除去）」の定めに準ずる。

## 第17節 災害廃棄物等の処理

大規模な災害発生時には、建築物の倒壊、流失、火災等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や生活排水施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

このため、町は、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図る。

### ■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 ごみ処理	民生部民生班	・生活ごみ及び粗大ごみの収集・処理
第2 し尿の処理	民生部民生班	・仮設トイレの設置、し尿の処理
第3 がれきの処理	民生部民生班	・がれきの処理
第4 障害物の除去	建設部土木班 産業部農林班 総務部応急対策班	・道路、河川、水路にある障害物
第5 死亡獣畜処理	民生部民生班	・死亡獣畜処理

### 第1 ごみ処理

ごみ処理は、第1編 第3部 第2章 第22節「第1 ごみ処理」の定めに準ずる。

### 第2 し尿の処理

し尿の処理は、第1編 第3部 第2章 第22節「第2 し尿の処理」の定めに準ずる。

### 第3 がれきの処理

がれきの処理は、第1編 第3部 第2章 第22節「第3 がれきの処理」の定めに準ずる。

### 第4 障害物の除去

障害物の除去は、第1編 第3部 第2章 「第19節 障害物の除去」の定め準ずる。

### 第5 死亡獣畜処理

死亡獣畜処理は、第1編 第3部 第2章 第22節「第4 死亡獣畜処理」の定めに準ずる。

## 第18節 文教対策の実施

町は、災害等の発生時の児童・生徒等の安全確保及び教育実施者の確保、文教施設の応急復旧、教科書、学用品の応急処理等の措置を講ずる。

### ■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 学校、保育所（園）の安全確保、安否情報	教育部学校教育班	・幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認
	民生部民生班	・保育所児童、学童の安全確保、安否確認
第2 教育の実施	教育部学校教育班	・施設、職員等の確保 ・応急教育 ・学用品の調達及び給与
	教育部食料班	・学校給食の措置
第3 文化財対策	教育部学校教育班	・文化財の応急対策

### 第1 学校、保育所（園）の安全確保、安否情報

学校、保育所（園）の安全確保、安否情報は、第1編 第3部 第2章 第20節 「第1 学校、保育所（園）の安全確保、安否情報」の定めに基づる。

### 第2 教育の実施

教育の実施は、第1編 第3部 第2章 第20節 「第2 教育の実施」の定めに基づる。

### 第3 文化財対策

文化財対策は、第1編 第3部 第2章 第20節 「第4 文化財対策」の定めに基づる。

## 第19節 警備対策の実施

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、関係機関と緊密な連携のもと、各種応急対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を保護し、社会公共の安全と秩序の維持に努める。

### ■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第2 防犯活動への協力	消防部消防班	・巡回パトロールの実施
	総務部庶務班	・防犯活動への協力要請等

### 第1 警察の活動

警察の活動は、第1編 第3部 第2章 第7節「第1 警察の活動」の定めに準ずる。

### 第2 防犯活動への協力

防犯活動への協力は、第1編 第3部 第2章 第7節「第2 防犯活動への協力」の定めに準ずる。

## 第20節 ライフライン施設の応急・復旧対策の実施

通信サービス、電気、ガス、上水道、生活排水等のライフライン事業者は、災害が発生し、又は災害の発生するおそれがある時は、各自が定めた防災業務計画により、応急復旧対策を行う。

### ■実施機関及び担当業務

事項	部班	担当業務
第1 電気施設災害応急対策	総務部庶務班	・電気施設事業者の応急対策における連絡調整
第2 ガス施設災害応急対策	総務部庶務班	・液化石油ガス事業者の応急対策における連絡調整
第3 国内通信施設災害応急対策	総務部庶務班	・一般通信施設事業者の応急対策における連絡調整
第4 上水道施設災害応急対策	住宅水道部水道班	・上水道施設の応急対策
第5 生活排水施設災害応急対策	民生部民生班	・生活排水施設の応急対策

### 第1 電気施設災害応急対策

電気施設災害応急対策は、第1編 第3部 第2章 第23節 「第2 電気施設」の定めに基づる。

### 第2 ガス施設災害応急対策

ガス施設災害応急対策は、第1編 第3部 第2章 第23節 「第3 液化石油ガス施設」の定めに基づる。

### 第3 国内通信施設災害応急対策

国内通信施設災害応急対策は、第1編 第3部 第2章 第23節 「第1 一般通信施設」の定めに基づる。

### 第4 上水道施設災害応急対策

上水道施設災害応急対策は、第1編 第3部 第2章 第24節 「第1 上水道施設」の定めに基づる。

### 第5 生活排水施設災害応急対策

生活排水施設災害応急対策は、第1編 第3部 第2章 第24節 「第2 生活排水施設」の定めに基づる。